

令和 7（2025）年度

栃木県制度融資要綱集

栃 木 県

産業労働観光部

目 次

令和 7 (2025) 年度栃木県制度融資要綱

第 1	総則	1
第 2	一般資金	
I	運転	5
II	設備	6
III	経営者保証非提供	8
IV	協調支援型	10
第 3	小規模企業資金	11
第 4	創業支援資金	13
第 5	新事業開拓支援資金	
I	経営革新・フロンティア企業	19
II	事業転換促進関連	24
第 6	事業承継支援資金	
I	経営承継関連	26
II	M & A 関連	28
III	経営者保証解除関連	30
第 7	産業政策推進資金	
I	重点政策推進融資	32
II	とちぎ創生融資（第 2 期）＜金融機関提案型＞	36
III	SDGs 推進融資	38
IV	カーボンニュートラル推進融資	39
V	人材確保等促進融資	40
第 8	産業立地促進資金	42
第 9	経営安定資金	
I	基盤強化融資	48
II	事業活動継続融資	50
III	原油・原材料高騰等緊急対策資金	52
第10	経営サポート資金	
I	経営力強化借換融資	54
II	借換融資	56
第11	経営改善資金	59
第12	融資期間の延長	62
附則		63
様式集		64

令和 7 (2025) 年度栃木県農業ビジネス保証制度資金要綱	87
---------------------------------	----

参考資料	95
------	----

令和 7 (2025) 年度栃木県制度融資要綱

第 1 総則

1 目的

この要綱は、県内金融機関及び栃木県信用保証協会の協力を得て、県内中小企業者及び中小企業団体に対し、事業資金の融資を促進し、金融の円滑化を図ることを目的とする。

2 定義

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

用 語	定 義																											
保証協会	栃木県信用保証協会をいう。																											
信用保険法	中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）をいう。																											
中小企業者	信用保険法第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げるものをいう。資本金基準又は従業員基準のどちらかを満たしていれば対象となる。 <table><tr><th>業種等</th><th>資本金</th><th>従業員数</th></tr><tr><td>製造業・建設業・運輸業・その他</td><td>3億円以下</td><td>300人以下</td></tr><tr><td> ゴム製品製造業（※1）</td><td>3億円以下</td><td>900人以下</td></tr><tr><td>卸売業</td><td>1億円以下</td><td>100人以下</td></tr><tr><td>小売業（飲食店を含む。）</td><td>5,000万円以下</td><td>50人以下</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>5,000万円以下</td><td>100人以下</td></tr><tr><td> 旅行業・ソフトウェア業・ 情報処理サービス業</td><td>3億円以下</td><td>300人以下</td></tr><tr><td> 旅館業</td><td>5,000万円以下</td><td>200人以下</td></tr><tr><td>医業を主たる事業とする法人</td><td>－</td><td>300人以下</td></tr></table> ※1 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。 ○対象となる例（企業形態） ・個人事業主、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社 ・監査法人、弁護士法人、税理士法人、社会保険労務士法人 ・医業（※2）を主たる事業とする法人（医療法人及び医業を主たる事業とする社会福祉法人・一般社団法人・一般財団法人） ※2 「医業」とは産業分類上の病院、一般診療所、歯科診療所、獣医業、介護老人保健施設を指す。 ・特定非営利活動法人（※3） ※3 特定非営利活動法人には資本金の概念がないため、「資本金」の制限はなく、「従業員数」が上記表に該当していれば対象となる。 ○対象とならない例 ・業種：農業、林業、漁業、金融・保険業 ※一部例外あり ・企業形態：宗教法人、学校法人、医業を主たる事業としない社会福祉法人・一般社団法人・一般財団法人	業種等	資本金	従業員数	製造業・建設業・運輸業・その他	3億円以下	300人以下	ゴム製品製造業（※1）	3億円以下	900人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	小売業（飲食店を含む。）	5,000万円以下	50人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	旅行業・ソフトウェア業・ 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	旅館業	5,000万円以下	200人以下	医業を主たる事業とする法人	－	300人以下
業種等	資本金	従業員数																										
製造業・建設業・運輸業・その他	3億円以下	300人以下																										
ゴム製品製造業（※1）	3億円以下	900人以下																										
卸売業	1億円以下	100人以下																										
小売業（飲食店を含む。）	5,000万円以下	50人以下																										
サービス業	5,000万円以下	100人以下																										
旅行業・ソフトウェア業・ 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下																										
旅館業	5,000万円以下	200人以下																										
医業を主たる事業とする法人	－	300人以下																										
小規模企業者	信用保険法第2条第3項に掲げるものをいう。																											

	業種等	従業員数
	製造業・建設業・運輸業・その他	20人以下
	卸売業・小売業（飲食店を含む。）	5人以下
	サービス業	5人以下
	宿泊業・娯楽業・旅行業	20人以下
	医業を主たる事業とする法人	20人以下
中小企業団体	信用保険法第2条第1項第3号、第4号及び第7号から第11号に掲げるものをいう。	
取扱金融機関	総則の12で定める栃木県制度融資取扱金融機関をいう。	
許可業種	許可、認可又は届出等を必要とする業種をいう。	
許可証等	許可業種の許可証等をいう。	

3 資金措置

- (1) 知事は1の目的を達成するため、保証協会に対し、予算の範囲内において資金を貸し付けるものとする。ただし、貸付利率は0%とする。
- (2) 取扱金融機関は、この要綱に基づく各資金の融資を行うときは、県制度資金預託金請求書（別記様式1）により保証協会へ県原資の請求を行うものとする。
- (3) 保証協会は、取扱金融機関からの請求内容を精査の上、預託するものとする。
- (4) 保証協会が預託する額は次の表のとおりとする。ただし、預託利率は0%とする。

資 金 名		銀行・商工組合中央金庫	信用金庫・信用組合
一般資金	運転	融資額の4.0分の1	融資額の3.7分の1
	設備・経営者保証非提供 ・協調支援型	融資額の3.5分の1	融資額の3.3分の1
	認定耐震改修工事	融資額の3.2分の1	融資額の2.9分の1
小規模企業資金		融資額の3.3分の1	融資額の3.0分の1
創業支援資金	別表1・別表2	融資額の2.8分の1	融資額の2.5分の1
	別表3・別表4	融資額の2.5分の1	融資額の2.3分の1
新事業開拓支援資金		融資額の2.9分の1	融資額の2.7分の1
事業承継支援資金		融資額の2.9分の1	融資額の2.7分の1
産業政策推進資金		融資額の3.3分の1	融資額の3.0分の1
産業立地促進資金	新規立地促進融資	融資額の3.3分の1	融資額の3.0分の1
	知事特認	融資額の2.2分の1	融資額の2.0分の1
	グローアップ融資	融資額の3.1分の1	融資額の2.8分の1
経営安定資金		融資額の3.3分の1	融資額の3.0分の1
経営サポート資金		融資額の3.2分の1	融資額の2.6分の1
経営改善資金		融資額の3.2分の1	融資額の2.6分の1

4 融資対象・融資条件

- (1) 資金ごとに定めるものとする。ただし、金利については固定金利とする。
- (2) 資金使途は県内事業所に係るものとする。ただし、産業政策推進資金（重点政策推進融資）のうち、海外展開支援に係るものを除く。

- (3) 設備資金については一般資金（設備）の対象設備及び必要書類を全ての県制度融資に適用するものとする。

5 融資申込先・申込手続

- (1) 融資の申込先は取扱金融機関とする。
- (2) 申込みに必要な書類は、資金ごとに定めるものとする。
- (3) 当該年度に融資申込みのあった案件は、原則として当該年度中に融資実行するものとする。

6 歩積、両建等の禁止

取扱金融機関は、この要綱に基づく各資金の融資に当たっては、歩積、両建預金等の条件を付してはならない。

7 期中管理

（セーフティネット保証４号）

- (1) 申込中小企業者が、信用保険法第２条第５項第４号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者であって、信用保証協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は、貸付を実行した日から５年にわたり、モニタリングを行うものとする。
- (2) 取扱金融機関は、半期に一度、信用保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。
- (3) 取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。
- (4) 取扱金融機関が上記(2)の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行うときにその理由を記載した書面を提出するものとする。

（危機関連保証）

- (1) 取扱金融機関は、本制度に係る貸付を実行した日から５年にわたり、モニタリングを行うものとする。ただし、保証期間が１年以内であるときはこの限りでない。
- (2) 取扱金融機関は、半期に一度、保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。ただし、報告期間が信用保険法第２条第６項の経済産業大臣が認める日から１年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が１年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）（以下「危機指定期間」という。）中であるときは、原則として危機指定期間終了後に報告するものとする。
- (3) 取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。
- (4) 取扱金融機関が上記(2)の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

（東日本大震災復興緊急保証）

- (1) 取扱金融機関は、本制度に係る貸付を実行した日から５年にわたり、モニタリングを行うものとする。
- (2) 取扱金融機関は、半期に一度、保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。
- (3) 取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。
- (4) 取扱金融機関が上記(2)の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

8 要綱の遵守

取扱金融機関、保証協会及び借入者は、この要綱を遵守しなければならない。

9 調査等

知事は、この要綱に基づく各資金の融資について特に必要があると認めたときは、利用者又は取扱金融機関に対して、調査・指導を行うことができるものとする。

10 期限前償還

取扱金融機関は、借入者が次のいずれかに該当するときは、知事に協議の上、償還期限前に当該資金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

- (1) 資金を融資目的以外に使用したとき
- (2) 資金の償還を怠ったとき
- (3) その他この要綱に違反したとき

11 預託金の返還

知事は、10の規定に該当したときは取扱金融機関に対して、県の預託金の返還を求めることができるものとする。

12 栃木県制度融資取扱金融機関

次の表の金融機関の県内外の営業店とする。

銀行	三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、山形銀行、東邦銀行、群馬銀行、足利銀行、常陽銀行、筑波銀行、三井住友信託銀行、福島銀行、大東銀行、東和銀行、栃木銀行、東日本銀行
信用金庫	白河信用金庫、桐生信用金庫、足利小山信用金庫、栃木信用金庫、鹿沼相互信用金庫、佐野信用金庫、大田原信用金庫、烏山信用金庫、結城信用金庫
信用組合	真岡信用組合、那須信用組合、ハナ信用組合、横浜幸銀信用組合
政府系金融機関	商工組合中央金庫

13 県制度融資に係る取扱金融機関の提出書類

取扱金融機関が提出すべき書類は次の表のとおりとする。

なお、「融資実行報告書（保証なし分）」については、本店・母店で取りまとめた上で、提出できるものとする。

提出書類	提出者	提出先	提出時期
預託金請求書 (別記様式1)	本店・母店	保証協会	翌月10日まで (原則電子データで提出) ※洗替時にまとめて精算する場合、提出省略可能
融資実績報告書 (別記様式2)	本店・母店	県経営支援課	翌月10日まで (原則電子データで提出)
融資実行報告書（保証なし分） (別記様式3)	各支店	県経営支援課	翌月10日まで (原則電子データで提出)

第2 一般資金

I 運転

1 目的

県内中小企業者等に対し、事業資金（運転）の融資を促進し、もって中小企業者等の振興を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるとおりとする。

3 融資対象

県内に事業所を有し、かつ同一の事業実績を1年以上有する中小企業者又は中小企業団体。

4 融資条件

次の表のとおりとする。

	一 般 枠	短 期 枠
資金用途	運転資金	
融資限度額	中小企業者 3,000万円 中小企業団体 1億円 <組合員転貸の場合> 1組合員 1,000万円以内	中小企業者 2,000万円 中小企業団体 1億円 <組合員転貸の場合> 1組合員 1,000万円以内
融資期間	7年以内（うち据置1年以内）	1年以内
融資利率	保証付き・責任共有制度対象外 年 2.0%以内 保証付き・責任共有制度対象 年 2.2%以内 保証なし 年 2.5%以内	保証付き・責任共有制度対象外 年 1.5%以内 保証付き・責任共有制度対象 年 1.7%以内 保証なし 年 2.0%以内
信用保証	取扱金融機関の定めるところによる。	
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。	
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。	

（注）融資限度額は、従前の中小企業運転資金の融資残額と合算するものとする。

5 申込みに必要な書類

- ・ 県税の滞納がないことを証する書面（県税事務所長発行の納税証明書）
- ・ 許可証等の写し（許可業種の場合）

6 融資実行に係る手続

- （1）融資申込先・申込手続については、総則の5に定めるとおりとする。
- （2）取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の13に定めるとおりとする。また、保証付きでない融資を実行した際は、「融資実行報告書（保証なし分）（別記様式3）」を融資実行翌月10日までに知事に報告するものとする。

Ⅱ 設備

1 目的

県内中小企業者等に対し、事業資金（設備）の融資を促進し、もって中小企業者等の振興を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるもののほか、本融資における用語の定義は次のとおりとする。

用 語	定 義
認定耐震改修工事	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第3項の規定に基づき、所管行政庁の認定を受けた耐震改修計画により実施する改修工事をいう。

3 融資対象

県内に事業所を有し、かつ同一の事業実績を1年以上有する中小企業者又は中小企業団体。

4 資金使途

事業に必要な設備資金

（例）①機械

ア 生産、加工、試験、測定、搬送、販売又は役務の提供に使用し、設置の効果が十分に期待される機械（コンピュータ（ソフトウェアを含む。）等の情報機器を含む。）

イ 構築物

ウ 事業実施に必要不可欠な車両（運送用自動車、特殊自動車、介護・福祉用自動車、宅配業務用原動機付き自転車・自動二輪車等） 等

②建物

ア 店舗、工場、倉庫及び事務所（厚生施設を含む）等の新築、取得、増改築、改装

イ 建物に付随する設備の購入（単なる機械装置の購入は除く。）

ウ テナント出店に要する改装 等

③土地 ※投機目的での土地購入は対象外

ア 事業拡大のための用地取得

イ 事業承継における土地の譲受け 等

5 融資条件

次の表のとおりとする。

融資限度額	1 億円
融資期間	10年以内(うち据置 1 年以内)
融資利率	保証付き・責任共有制度 対象外 年 2.0%以内 (1.8%以内)
※ () は認定耐震改修工事の場合	保証付き・責任共有制度 対象 年 2.2%以内 (2.0%以内)
	保証なし 年 2.5%以内 (2.3%以内)
信用保証	取扱金融機関の定めるところによる。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
その他	栃木県環境保全資金を既に利用し、又は利用しようとする者は、同一設備に対しては本融資を受けることができないものとする。 その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

(注) 融資限度額は、従前の中小企業設備資金の融資残額と合算するものとする。

6 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

	書 類 名
共通	県税の滞納がないことを証する書面（県税事務所長発行の納税証明書）
	許可証等の写し（許可業種の場合）
	所要経費の見積書（必要に応じてカタログ等）
建物	設計図、平面図等の写し
	建築確認申請書の写し（建築確認が必要な場合）
	所管行政庁の発行する認定通知書の写し（認定耐震改修工事を行う場合）（注）
土地	不動産登記簿謄本、住宅地図、公図（いずれも写しで可）

(注) 申請等窓口は以下のとおり

- ・ 建築基準法に基づく建築確認等の業務を行っている 9 市（宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、那須塩原市）は、各市の建築指導担当課
- ・ 9 市以外の市町は、県の各土木事務所（宇都宮、真岡、栃木、大田原）の建築指導担当

7 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の 5 に定めるところとする。
- (2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の 13 に定めるところとする。また、保証付きでない融資を実行した際は、「融資実行報告書（保証なし分）（別記様式 3）」を融資実行翌月 10 日までに知事に報告するものとする。
- (3) 取扱金融機関は、「県一般資金（設備）チェックリスト（別記様式 4）」に基づき審査を行った上で融資を行うものとし、保証付きの場合は保証申込時に同リストの写しを保証協会まで送付するものとする。

Ⅲ 経営者保証非提供

1 目的

県内中小企業者等に対し、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を促進し、もって中小企業者等の振興を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるとおりとする。

3 融資対象

県内に事業所を有し、かつ同一の事業実績を1年以上有する中小企業者又は中小企業団体で、次の(1)から(5)までのいずれにも該当する法人。〔事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の専用資金、国の全国統一制度の対象〕

ただし、法人の設立後最初の事業年度（以下「設立事業年度」という。）の決算がない法人は(1)、(2)及び(3)、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人は(3)の申込人資格要件は問わない。

(1) 信用保証協会への保証申込日（以下「申込日」という。）以前2年間（法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間）において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。

(2) 申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。

(3) 次の両方又はいずれかを満たすこと。

① 申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過（注1）でないこと

② 申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと（注2）

(4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。

① 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること

② 申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。

(5) 信用保証料率の引上げ（注3）により経営者保証を提供しないことを希望していること。

注1：「純資産の額 ≥ 0 」であること

注2：「経常利益+減価償却 ≥ 0 」であること

注3：中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第4条の2第5号に掲げる規定に基づき、保険料率が加算されることに伴うものに限る。

4 融資条件

次の表のとおりとする。

資金使途	運転資金及び設備資金
融資限度額	8,000万円
融資期間	10年以内(うち据置1年以内)
融資利率	保証付き・責任共有制度 対象 年 2.2%以内
信用保証	保証協会の保証(事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証)を付するものとする。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

5 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。設備資金については、一般資金(設備)の必要書類と同様とする。

	書 類 名
共通	県税の滞納がないことを証する書面(県税事務所長発行の納税証明書)
	許可証等の写し(許可業種の場合)
	事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書(保証協会所定様式)
セーフティネット保証5号に該当する場合	市町村長の認定書

6 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の5に定めるところとする。
- (2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の13に定めるところとする。

7 金融機関の責務

金融機関は、融資実行後、当該中小企業者に対して上記3(4)①及び②の誓約事項について継続的な充足を促すこと。また、誓約事項に違反していることが判明した場合は、是正の働きかけを行い、改善が見られない場合には、必要に応じて今後の対応について信用保証協会及び中小企業者と協議を行うものとする。

IV 協調支援型

1 目的

県内中小企業者等に対し、保証協会の保証を付さない融資（以下「プロパー融資」という。）と保証付き融資を組み合わせることにより、金融仲介機能の一層の強化を図り、中小企業者等の経営の安定や事業の発展など多岐にわたる経営課題解決への取組に資することを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるとおりとする。

3 融資対象

県内に事業所を有し、かつ同一の事業実績を1年以上有する中小企業者又は中小企業団体で、本融資の実行と原則同時に本融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受けるもの〔協調支援型特別保証制度の専用資金、国の全国統一制度の対象〕

4 融資条件

次の表のとおりとする。

資金使途	運転資金及び設備資金
融資限度額	1億円
融資期間	運転資金 7年以内（うち据置1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置1年以内）
融資利率	保証付き・責任共有制度対象 年 2.2%以内
信用保証	保証協会の保証（協調支援型特別保証）を付するものとする。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

5 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。設備資金については、一般資金（設備）の必要書類と同様とする。

	書 類 名
共通	県税の滞納がないことを証する書面（県税事務所長発行の納税証明書）
	許可証等の写し（許可業種の場合）
	申込人資格要件申告書兼誓約書（保証協会所定様式）
	※県制度では要件（1）のみが対象

6 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の5に定めるとおりとする。
- (2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の13に定めるとおりとする。

第3 小規模企業資金

1 目的

県内の小規模企業者に対し、長期資金の融資を促進し、もって小規模企業者の経営の安定を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるもののほか、本融資における用語の定義は次のとおりとする。

用 語	定 義
経営発達支援計画	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第7条第1項に規定する商工会又は商工会議所が作成する計画をいう。
経営発達貸付	経営発達支援計画について経済産業大臣から認定を受けた商工会又は商工会議所の支援を受けて、事業計画を策定・実行する小規模企業者に対する融資をいう。

3 融資対象

次の表のとおりとする。

一般貸付	県内に事業所を有し、かつ同一の事業実績を1年以上有する小規模企業者
小口零細貸付 〔小口零細企業保証制度の 専用資金〕	県内に事業所を有し、かつ同一の事業実績を1年以上有する小規模企業者で、小口零細貸付の新規融資額と保証協会の保証付融資残高の合計が2,000万円以下の事業者 ※ 特定非営利活動法人（医業を主たる事業とする者は除く。）は対象外

4 融資条件

次の表のとおりとする。

	一般貸付	小口零細貸付
資金使途	運転資金、設備資金及び借換資金 ※借換資金は既に借入れしている次の保証付資金の借換に限る。 (1) 小規模企業資金 (2) 旧新型コロナウイルス感染症緊急対策資金 (3) 旧新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金 (4) 旧新型コロナウイルス感染症対策融資 (5) 旧伴走支援型特別融資	
融資限度額	3,000万円 ※ 小口零細貸付と併用する場合は、 合計の融資残高 3,000万円	2,000万円
融資期間	1年超10年以内（うち据置1年以内）	1年超10年以内（うち据置6か月以内）
融資利率 ※（ ）は 経営発達貸 付の場合	責任共有制度対象外 年 1.6%以内（1.5%以内） 責任共有制度対象 年 1.8%以内（1.7%以内）	責任共有制度対象外 年 1.6%以内（1.5%以内）
借換要件	借換をする資金の県制度融資要綱で定めた融資期間の範囲内において設定した最終返済期日までに、借換資金に係る融資を申し込むこと。	
信用保証	保証協会の保証を付するものとする。	保証協会の保証（小口零細企業保証）を付するものとする。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。	
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。	

(注) 融資限度額は、従前の経営安定資金（小規模企業振興融資）の融資残額と合算するものとする。

5 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。設備資金については、一般資金（設備）の必要書類と同様とする。

	書 類 名
共通	県税の滞納がないことを証する書面（県税事務所長発行の納税証明書）
	許可証等の写し（許可業種の場合）
経営発達貸付	次の内容を満たす又は含むもので、計画策定支援を受けた商工会又は商工会議所の名称及び押印のある事業計画書 (1) 原則として計画期間が、計画を策定した日の属する事業年度の翌年度から3事業年度以上、同5事業年度以内であること (2) 経営に係る現況・課題と課題を踏まえた今後の戦略 (3) 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画

6 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の5に定めるところとする。
- (2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の13に定めるところとする。

第4 創業支援資金

1 目的

県内において創業する者又は創業後間もない中小企業者等に対し、事業資金を融資することにより、中小企業者等の活性化を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるもののほか、本融資における用語の定義は次のとおりとする。

用 語	定 義
認定特定創業支援等事業	産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第31項第1号に規定する「認定特定創業支援等事業」をいう。
UIJターン創業者	県外に居住しており県内に転入する者又は県内に転入して3年以内の者で、県内で創業する者又は創業後間もない中小企業者等をいう。
分社化	親会社が事業を継続しており、かつ、次のいずれかに該当する場合をいう。 (1) 子会社に親会社の出資がある場合（出資比率が著しく低い場合を除く。） (2) 親会社の資金以外の経営資源を活用している場合 ・人材（取締役の半数以上が親会社からの出向者又は元親会社の社員） ・設備等有形無形固定資産（子会社にとって重要なものに限る。） ・商号の一部使用 等

3 融資対象等

別表1、別表2、別表3及び別表4に定めるとおりとする。なお、別表1、別表2、別表3及び別表4による融資は保証限度額の範囲内でそれぞれ併用することができる。

4 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。設備資金については、一般資金（設備）の必要書類と同様とする。

	書 類 名
別表1・2・3 ・4共通	県税の滞納がないことを証する書面（県税事務所長発行の納税証明書）
	許可証等の写し（許可業種の場合）
	商業法人登記簿謄本（法人の場合）
	決算書その他、取扱金融機関及び保証協会が必要と認める書類

別表 1・3	(特許法、実用新案法、意匠法に基づく権利を有する者でそれらの権利を活かして創業する場合) ・特許等を有することの証明書の写し
	(同一企業に3年以上又は同一業種の企業に通算5年以上勤務している従業員でその技術・経験を活かして創業する場合) ・勤務証明書(別記様式5-1)
	(法律に基づく資格を有する者でその資格を活かして創業する場合) ・資格を有することの証明書の写し
	(商工会議所、商工会等の創業塾を修了した者でその知識を活かして創業する場合) ・創業塾等修了証の写し ・創業支援資金(創業塾)認定書(別記様式5-3)の写し(20時間未満の講座の場合)
	(国、県又は市町の創業に係る補助金・助成金を受けて創業する場合) ・国、県又は市町の創業に係る補助金・助成金の交付決定の写し
別表 1・2 U I J ターン 創業者の場合	U I J ターン創業者に該当することが確認できる書類(行政機関等が発行した公的な証明に限る。写しでも可)
別表 3	女性、若者又はシニアに該当することが確認できる書類(行政機関等が発行した公的な証明に限る。写しでも可)
別表 4	創業計画書(スタートアップ創出促進保証制度用)(保証協会所定様式)

5 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の5に定めるとおりとする。
- (2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の13に定めるとおりとする。
- (3) 「20時間未満の講座の創業塾」に係る手続は、上記(1)・(2)のほか、次のとおりとする。
 - ① 20時間未満の講座の創業塾修了者が本資金の融資を受けようとする場合は、当該創業塾を主催した商工団体等が「創業支援資金(創業塾)認定申請書(別記様式5-2)」を県経営支援課に提出し、事前に審査を受けるものとする。
 - ② 県経営支援課長は、上記申請書に記載された内容を次の基準により審査を行い、適当と認められるときは、「創業支援資金(創業塾)認定書(別記様式5-3)」を申請者に交付するとともに、保証協会宛てに写しを送付するものとする。

ア 商工会議所、商工会のほか、国、県、市町や金融機関が実施する創業塾、又はその助成を受けて実施する創業塾であること。

イ 経営・財務など創業に役立つ知識の習得からビジネスプランの作成に至る一連の講座であり、創業に対して十分効果が期待できること。
 - ③ 20時間未満の講座の創業塾修了者で、本資金の融資を受けようとするものは、「創業支援資金(創業塾)認定書(別記様式5-3)」の写しを添えて取扱金融機関に申し込むものとする。
- (4) 取扱金融機関は、「創業支援資金融資審査表(別記様式5-4)」に基づき審査を行った上で融資を行うものとし、保証申込時に、同審査表の写しを保証協会まで送付するものとする。

なお、創業関連保証に係る「創業・再挑戦計画書」又はスタートアップ創出促進保証に係る「創業計画書」の提出により、これに代えることができるものとする。

(別表1)

1 融資対象

県内で新たに中小企業者として創業しようとする者（創業して1年以内の者を含む。）のうち、次のいずれかに該当するもの

- (1) 特許法、実用新案法、意匠法に基づく権利を有する者（その権利者から技術移転を受けた者又はその使用を認められた者を含む。）で、それらの権利を活かして創業しようとするもの
- (2) 同一企業に3年以上又は同一業種の企業に通算5年以上勤務している従業員（創業のために退職して1年以内の者を含む。）で、その技術・経験を活かして創業しようとするもの

※ 「従業員」には、法人における代表権のない役員を含む。

- (3) 法律に基づく資格を有する者で、その資格を活かして創業しようとするもの
- (4) 商工会議所、商工会等の創業塾を修了した者（修了後1年以内の者に限る。）で、その知識を活かして創業しようとするもの

※ 「創業塾」とは、商工会議所、商工会のほか、国、県、市町若しくは金融機関、又はその助成を受けて実施するものを含む講座で、以下の全ての要件を満たす講座

- ① 経営・財務など創業に役立つ知識の習得からビジネスプランの作成に至る一連の講座
- ② 原則20時間以上の講座。ただし、当該時間未満のものについては、県経営支援課長が認めるもの

- (5) 国、県又は市町の創業に係る補助金・助成金を受けて創業しようとするもの

2 融資条件

次の表のとおりとする。

資金使途	運転資金及び設備資金
融資限度額	運転資金 2,000万円 設備資金 3,000万円
融資期間	10年以内（うち据置1年以内）
融資利率	責任共有制度対象外 年 1.7%以内 （1.6%以内） 責任共有制度対象 年 1.9%以内 （1.8%以内） ※（ ）はU I J ターン創業者に該当の場合
信用保証	保証協会の保証を付するものとする。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

(別表2)

1 融資対象

次のいずれかに該当するもの

- (1) 事業を営んでいない個人であって、1か月以内（市町村が実施する認定特定創業支援等事業による支援を受けて創業しようとする者については6ヶ月以内）に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの
- (2) 事業を営んでいない個人であって、2か月以内（市町村が実施する認定特定創業支援等事業による支援を受けて創業しようとする者については6ヶ月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの
- (3) 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの
- (4) 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
- (5) 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立（分社化）し、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの
- (6) 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立（分社化）された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
- (7) 事業を営んでいる個人（法人における代表権のある役員を含む。）が現在営んでいる事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
- (8) 上記(3)に規定する創業者であって新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないもの

※「事業を営んでいない個人」には、法人における代表権のない役員を含む。

2 融資条件

次の表のとおりとする。

資金使途	運転資金及び設備資金
融資限度額	3,500万円
融資期間	10年以内（うち据置1年以内）
融資利率	責任共有制度対象外 年 1.7%以内（1.6%以内） 責任共有制度対象 年 1.9%以内（1.8%以内） ※（ ）はU I J ターン創業者に該当の場合
信用保証	保証協会の保証を付するものとする。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

(別表3) 女性・若者・シニア支援枠

1 融資対象

次のいずれかに該当するもの

(別表1 関連) 女性、若者、又はシニアで別表1 融資対象の要件のいずれかに該当するもの

(別表2 関連) 次のいずれかに該当するもの

- (1) 事業を営んでいない女性、若者、又はシニアで、1か月以内（市町村が実施する認定特定創業支援等事業による支援を受けて創業しようとする者については6ヶ月以内）に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの
- (2) 事業を営んでいない女性、若者、又はシニアで、2か月以内（市町村が実施する認定特定創業支援等事業による支援を受けて創業しようとする者については6ヶ月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの
- (3) 事業を営んでいない女性、若者、又はシニアが事業を開始した日以後5年を経過していないもの
- (4) 事業を営んでいない女性、若者、又はシニアにより設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの

※ 「事業を営んでいない女性、若者、又はシニア」には、法人における代表権のない役員を含む。

※ 若者とは、融資申込時点で30歳未満の者をいう。シニアとは、同じく55歳以上の者をいう。

※ 法人の場合は、設立時から継続して女性・若者・シニアが代表者である場合に限る。

2 融資条件

次の表のとおりとする。

資金使途	運転資金及び設備資金
融資限度額	2,000万円
融資期間	10年以内（うち据置1年以内）
融資利率	責任共有制度対象外 年 1.6%以内 責任共有制度対象 年 1.8%以内
信用保証	保証協会の保証を付するものとする。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

(別表4) スタートアップ支援枠

〔スタートアップ創出促進保証の専用資金、国の全国統一制度の対象〕

1 融資対象

次のいずれかに該当するもの

- (1) 事業を営んでいない個人であって、2か月以内（市町村が実施する認定特定創業支援等事業による支援を受けて創業しようとする者については6ヶ月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの
- (2) 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立（分社化）し、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの
- (3) 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
- (4) 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立（分社化）された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
- (5) 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないものであって、新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないもの

※「事業を営んでいない個人」には、法人における代表権のない役員を含む。

2 融資条件

次の表のとおりとする。

資金使途	運転資金及び設備資金
融資限度額	3,500万円
融資期間	10年以内（うち据置1年以内） ただし、申込金融機関において本資金と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は、10年以内（うち据置3年以内）とする。
融資利率	責任共有制度対象外 年 1.6%以内
自己資金	保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあつては創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していることを要する。
信用保証	保証協会の保証（スタートアップ創出促進保証）を付するものとする。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

3 取扱金融機関の責務及び報告

- (1) 金融機関は、創業者に対して、融資実行後、創業者が会社を設立して原則3年目及び5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるよう促し、創業者より「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」（以下「ガバナンスチェックシート」という。）の提出を受けるものとする。
- (2) 金融機関は、創業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に到来する4月又は10月のいずれか早い月に、ガバナンスチェックシートの写しを保証協会に提出するものとする。なお、金融機関が提出しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を保証協会に提出するものとする。

第5 新事業開拓支援資金

I 経営革新・フロンティア企業

1 目的

県内中小企業者等が、経営の革新や新技術・新製品の研究開発・試作・企業化を行おうとするときに必要な資金を融資することにより、中小企業者等の活性化を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるもののほか、本融資における用語の定義は次のとおりとする。

用 語	定 義
特定事業者	中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第5項に規定する「特定事業者」をいう。（注）

注 以下のいずれかに該当するものに限る。

- ①特定事業者であって、信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者（以下「保険対象中小企業者」という。）に該当するもの。
- ②特定事業者であって、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第22条第1項の規定により保険対象中小企業者とみなされるもの。

3 融資対象

次の表のとおりとする。

経営革新	中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき「経営革新計画」の承認を受けた者であって、県内に事業所を有する特定事業者
フロンティア企業	県の認証を受けたフロンティア企業であって、県内に事業所を有する中小企業者

4 資金使途

次の表のとおりとする。

経営革新	「経営革新計画」に従って行う経営革新に係る事業実施に必要な運転資金及び設備資金
フロンティア企業	次に掲げる事業であって、認証を受けたフロンティア企業の認証期限到来日までの事業実施に必要な運転資金及び設備資金 (1) 新技術・新製品の研究開発・試作・企業化等 新技術とは、先端技術、自主開発又は技術移転を受けた先進性・新規性のある技術及び国又は県の補助金の交付等により開発する技術をいう。 新製品とは、従来の製品に比べ、機能や使用価値の異なるもの及び機能の大幅な改善を行うもの又はデザイン等の高度な改良を行うものをいう。 (2) 生産工程の改善等のための研究開発・試作・企業化等 生産工程の改善等とは、生産方法・生産工程の改良及び省力化等により、製品の生産コストの著しい低減又は品質・性能の著しい向上を図る事業をいう。

5 融資条件

次の表のとおりとする。

融資限度額	1 億円（うち運転資金3,000万円） ただし、設備資金については、所要経費から他の制度等による補助金等を控除した額までとする。（設備資金にはテナント出店に要する長期保証金等を含む。）
融資期間	運転資金 7 年以内（うち据置 1 年以内） 設備資金 10 年以内（うち据置 2 年以内）
融資利率	保証付き・責任共有制度対象外 年 1.7%以内 保証付き・責任共有制度対象 年 1.9%以内 保証なし 年 2.2%以内
信用保証	取扱金融機関の定めるところによる。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

6 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。設備資金については、一般資金（設備）の必要書類と同様とする。

	書 類 名
共通	県税の滞納がないことを証する書面（県税事務所長発行の納税証明書）
	許可証等の写し（許可業種の場合）
経営革新	承認通知書（知事名で通知された「経営革新計画に係る承認について」）の写し
	知事の承認を受けた経営革新計画に係る承認申請書の写し（別表を含む。）
フロンティア企業	新事業開拓支援資金（フロンティア企業）認定申請書（別記様式 6－1）
	新技術・新製品に係る研究開発・試作・企業化等計画書（別記様式 6－2）
	新事業開拓支援資金（フロンティア企業）認定書（別記様式 6－3）

7 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の5に定めるとおりとする。
- (2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の13に定めるとおりとする。また、保証付きでない融資を実行した際は、「融資実行報告書（保証なし分）（別記様式3）」を融資実行翌月10日までに知事に報告するものとする。
- (3) 「経営革新」に係る手続は、上記(1)・(2)のほか、次のとおりとする。

本融資を受けようとする者は、事前に知事の承認を受けるものとする。手続については、別紙「中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認について」のとおりとする。
- (4) 「フロンティア企業」に係る手続は、上記(1)・(2)のほか、次のとおりとする。
 - ① 本融資を受けようとする者は、「新事業開拓支援資金（フロンティア企業）認定申請書（別記様式6－1）」及び「新技術・新製品に係る研究開発・試作・企業化等計画書（別記様式6－2）」を県工業振興課に提出し、事前に審査を受けるものとする。
 - ② 県工業振興課長は、上記申請書等に記載された内容を審査の上、適当と認められるときは、「新事業開拓支援資金（フロンティア企業）認定書（別記様式6－3）」を申請者に交付するとともに、当該認定に係る計画書及び認定書の写しを県経営支援課長に送付するものとする。
 - ③ 本融資を受けようとする者は、「新技術・新製品に係る研究開発・試作・企業化等計画書（別記様式6－2）」の写し及び交付された「新事業開拓支援資金（フロンティア企業）融資対象認定書（別記様式6－3）」を添えて取扱金融機関に申し込むものとする。

(別紙) 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認について

1 計画の対象

県内に本社を置く全業種の特定事業者

2 計画の承認

経営革新計画の承認を受けるためには、以下の手続きが必要です。

①県経営支援課への問い合わせ

- ・対象者の要件、経営革新計画の内容、申請手続、申請窓口、支援措置の内容等、御相談ください。なお、案件によっては、県ではなく関東経済産業局等国の地方局、あるいは本省が窓口になることもありますので、まずはその点を御確認ください。



②必要書類の作成、準備

- ・計画承認申請書
県庁のホームページ（経営支援課）に掲載していますので御参照ください。
(URL : <https://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/work/kyoka/shigoto/1243319474682.html>)
- ・申請書への記載
手引きを参照の上、計画案を作成してください。商工会議所等の専門機関が作成の相談に無料で対応しています。
- ・計画案ができましたら、ホームページの流れに沿って事前相談を行ってください。
審査会に先立ち、担当によるヒアリング、修正のアドバイス等があります。



③申請書の提出

- ・事前相談により計画案が確定しましたら、添付書類とともに申請書類を提出してください。
- ・本法に関連する債務保証、融資、補助金等を利用する場合には、計画申請と並行して当該関係機関と密接な連絡を取ることが適当です。



④審査



⑤県知事の承認

3 計画承認基準

経営革新計画の承認を受けるためには、次の①～③の基準を満たす計画を作成する必要があります。計画期間は3年から8年で、そのうち事業期間（計画期間のうち研究開発を除く新事業活動を実施する期間）は3年から5年となります。

① 「新事業活動」に該当すること

「新事業活動」とは、次の6つの「新たな取組」をいいます。

- ア 新商品の開発又は生産
- イ 新役務の開発又は提供

- | | |
|---|---------------------|
| ウ | 商品の新たな生産又は販売の方式の導入 |
| エ | 役務の新たな提供の方式の導入 |
| オ | 技術に関する研究開発及びその効果の利用 |
| カ | その他の新たな事業活動 |

- ・個々の特定事業者にとって、創意ある新たな取組であれば、既に他社において採用されている技術・方式等を活用する場合についても承認の対象となります。
- ・ただし、業種ごとに同業の特定事業者（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）における当該技術・方式等の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については承認対象外とします。
- ・知的財産の活用等の先進的な取組から、機械設備の高度化・共同化による生産工程の効率化、生産管理・品質管理、労務・財務管理等まで、経営の向上に資する多様な取組も承認対象とします。
- ・従来事業を拡充するための設備投資、床面積の拡大、店舗の増加などは「新事業活動」に該当しません。

② 次のいずれかの経営指標が、年平均３％以上伸びること

事業期間	３年計画	４年計画	５年計画
「付加価値額」又は 「１人あたり付加価値額」の伸び率	９％以上	１２％以上	１５％以上

- ・「付加価値額」＝営業利益＋人件費＋減価償却費
- ・「１人あたり付加価値額」＝付加価値額／従業員数

③ 給与支給総額が、年平均１．５％以上伸びること

事業期間	３年計画	４年計画	５年計画
「給与支給総額」の伸び率	４．５％以上	６％以上	７．５％以上

- ・「給与支給総額」＝役員・従業員に支払う給料、賃金、賞与、給与所得とされる手当

４ 支援措置

計画の承認を受けた事業者は、以下の支援制度を利用することが可能となります。

- ① 栃木県ものづくり技術強化補助金制度
- ② 栃木県制度融資(新事業開拓支援資金)
- ③ 政府系金融機関による融資制度
- ④ 高度化融資制度(組合等)
- ⑤ 信用保証の特例 等

※ なお、これらの支援措置については、承認を受けた後、それぞれの支援機関等における審査が別途必要となります。

内容に変更があることもございますので、必ず県のホームページ（「経営革新計画について」）をご確認の上作成してください。

Ⅱ 事業転換促進関連

1 目的

県内中小企業者等が、事業の転換を行おうとするときに必要な資金を融資することにより、中小企業者等の活性化を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるとおりとする。

3 融資対象

県内に事業所を有し、かつ同一の事業実績を1年以上有する中小企業者又は中小企業団体であって、次の全ての要件を満たすもの

- (1) 新たに開始する事業が、現在の事業と「日本標準産業分類（平成25年10月改訂）」で小分類を異にするもの
- (2) 新たに開始する事業の売上高が、開始から5年以内に当該企業の全売上高の20%以上を占めることが見込まれるもの
- (3) 新たな分野での事業性、収支見込み等を記載した事業転換計画を作成し、融資対象事業としての適格性について県の認定を受けたもの

- (注)
- ・ 保証協会の保証対象外の事業を行っていたものが、新たに事業を開始した場合は、本資金の融資対象とならない。
 - ・ 原則として本資金の融資実行前に新たな事業を開始している場合は、融資対象とならない。ただし、新たに開始する事業に係る調査・研究・試験等を除く。
 - ・ 売上高は、建設業にあつては完成工事高とする。

4 資金使途

現在行っている事業を継続又は縮小（廃止を含む。）しつつ新たに開始する事業であつて、県から新事業開拓支援資金（事業転換促進関連）の融資対象事業として認定を受けた事業の実施に必要な運転資金及び設備資金

5 融資条件

次の表のとおりとする。

融資限度額	運転資金 2,000万円 設備資金 5,000万円 ただし、設備資金については、所要経費から他の制度等による補助金等を控除した額までとする。（設備資金にはテナント出店に要する長期保証金等を含む。）
融資期間	運転資金 7年以内（うち据置1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置2年以内）
融資利率	責任共有制度対象外 年 1.7%以内 責任共有制度対象 年 1.9%以内
信用保証	保証協会の保証を付するものとする。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

6 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。設備資金については、一般資金（設備）の必要書類と同様とする。

	書 類 名
融資対象認定 申請時	新事業開拓支援資金（事業転換促進関連）認定申請書（別記様式 6－4）
	事業転換計画書（別記様式 6－5）
	過去 3 事業年度の決算書の写し（各 1 部）
	設備資金の根拠資料（見積書、カタログ等）
	事業転換に要する運転資金であることを示す資料
	建物平面図（施設等の新增設又は改築の場合）
融資申込時	県税の滞納がないことを証する書面（県税事務所長発行の納税証明書）
	許可証等の写し（許可業種の場合）
	新事業開拓支援資金（事業転換促進関連）認定書（別記様式 6－6）
	融資対象認定申請時の各書類の写し（認定申請書を除く。）

7 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の 5 に定めるとおりとする。
- (2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の 13 に定めるとおりとする。また、保証付きでない融資を実行した際は、「融資実行報告書（保証なし分）（別記様式 3）」を融資実行翌月 10 日までに知事に報告するものとする。
- (3) 本融資を受けようとする者は、「新事業開拓支援資金（事業転換促進関連）認定申請書（別記様式 6－4）」のほか、融資対象認定申請時に必要な書類を県経営支援課に提出し、事前に審査を受けるものとする。
- (4) 県経営支援課長は、上記申請書等に記載された内容を審査の上、適当と認められるときは、「新事業開拓支援資金（事業転換促進関連）認定書（別記様式 6－6）」を申請者に交付するものとする。
- (5) 本融資を受けようとする者は、融資申込時に必要な書類を添えて取扱金融機関に申し込むものとする。

第6 事業承継支援資金

I 経営承継関連

1 目的

事業承継（経営承継関連）を行う県内中小企業者等に対し、事業資金の融資を促進することにより、中小企業者等の振興を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるもののほか、本融資における用語の定義は次のとおりとする。

用 語	定 義
経営承継円滑化法	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）をいう。
認定	経営承継円滑化法第12条第1項に規定する栃木県知事の認定をいう。
事業承継・引継ぎ支援センター	産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第134条第2項に基づく認定支援機関（宇都宮商工会議所）が、国（中小企業庁）からの委託を受けて事業承継や事業引継ぎを支援する公的相談窓口をいう。

3 融資対象

次のいずれかに該当するもの

- (1) 認定を受けた中小企業者（経営承継円滑化法第12条第1項第1号イ又は第2号イ該当）
- (2) 認定を受けた中小企業者（会社）の代表者（経営承継円滑化法第12条第1項第1号イ該当）
- (3) 認定を受けた中小企業者（経営承継円滑化法第12条第1項第1号ロ又は第2号ロ該当）
- (4) 認定を受けた中小企業者（経営承継円滑化法第12条第1項第1号ハ該当）（注1）
- (5) 認定を受けた事業を営んでいない個人（経営承継円滑化法第12条第1項第3号該当）
- (6) 事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて策定した事業承継計画を実行する中小企業者又は中小企業団体
- (7) 中小企業診断士や公認会計士等の専門家の支援を受けて策定した事業承継計画を実行する中小企業者又は中小企業団体

注1 次のいずれにも該当すること。

- ① 認定申請日の直前の決算において次の要件を満たすこと。
 - ア 資産超過であること
 - イ EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること
- ② 保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。ただし、認定取得後、保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。
- ③ 保証協会への申込日において、返済緩和している借入金がないこと。ただし、申込日が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。

4 資金使途

次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 経営の承継に不可欠な議決権株式を取得するための設備資金
- (2) 経営の承継に不可欠な事業用資産等を取得するための設備資金
- (3) その他、事業承継計画の実施に係る運転資金及び設備資金

5 融資条件

次の表のとおりとする。

融資限度額	1億円（うち運転資金2,000万円）
融資期間	運転資金 7年以内（うち据置1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置2年以内）
融資利率	保証付き・責任共有制度対象外 年 1.7%以内 保証付き・責任共有制度対象 年 1.9%以内 保証なし 年 2.2%以内
信用保証	取扱金融機関の定めるところによる。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

6 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

	書 類 名
共通	県税の滞納がないことを証する書面（県税事務所長発行の納税証明書）
	許可証等の写し（許可業種の場合）
融資対象 (1)・(2)・(3)・(4) ・(5)	栃木県知事の認定書の写し（申請書の写しを含む。）
	認定申請の提出書類の写し
	取得に係る契約書の写し
	財務要件等確認書（保証協会所定様式）（融資対象(4)の場合）
融資対象(6)	事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて策定した事業承継計画書の写し （事業承継・引継ぎ支援センターの機関名及び押印があるもの）
	取得に係る契約書の写し
融資対象(7)	専門家の支援を受けて策定した事業承継計画書の写し（支援機関名及び押印があるもの）
	取得に係る契約書の写し

7 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の5に定めるところとする。
- (2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の13に定めるところとする。また、保証付きでない融資を実行した際は、「融資実行報告書（保証なし分）（別記様式3）」を融資実行翌月10日までに知事に報告するものとする。

Ⅱ M & A 関連

1 目的

事業承継（M & A 関連）を行う県内中小企業者等に対し、事業資金の融資を促進することにより、中小企業者等の振興を図ることを目的とする。

2 定義

総則の 2 に定めるもののほか、本融資における用語の定義は次のとおりとする。

用 語	定 義
M & A	会社の合併、営業譲渡又は株式取得をいう。

3 融資対象

M & A により事業資産及び経営権を承継する中小企業者（県内で新たに創業しようとするものを含む。）及び中小企業団体、並びに M & A 実施後 2 年以内に設備投資を行う中小企業者

ただし、M & A の当事者が、資本関係、役員構成、取引の実態等により、親子会社、関連会社と認められる場合、並びに M & A の当事者が、信用保証の対象とならない風俗関連業等の業種を営んでいる場合は融資対象とならない。

※ 親子会社、関連会社の定義については「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」（平成10年10月30日 企業会計審議会）の規定に準拠。

4 資金使途

次のいずれかに該当する設備資金

(1) 営業譲渡により、他社の事業資産、営業権の全部又は一部を取得するための経費

(2) 株式取得により、他社の議決権の50%を超える株式を取得するための経費

ただし、現在自社で行っている事業と、株式を取得する他社の事業との関連性が極めて低く、株式取得により、売上、収益性等の向上が図られない場合は対象としない。

(3) 合併による存続会社、営業譲渡による譲受け会社又は株式取得による取得会社（議決権の50%を超える株式を保有）が、M & A 実施後 2 年以内に設備を取得（建物の新築、増改築、改装を含む。）するための経費

5 融資条件

次の表のとおりとする。

融資限度額	1 億円
融資期間	10年以内（うち据置 2 年以内）
融資利率	保証付き・責任共有制度対象外 年 1.7%以内 保証付き・責任共有制度対象 年 1.9%以内 保証なし 年 2.2%以内
信用保証	取扱金融機関の定めるところによる。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

6 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。資金使途(3)については、一般資金（設備）の必要書類と同様とする。

	書 類 名
共通	県税の滞納がないことを証する書面（県税事務所長発行の納税証明書）
	許可証等の写し（許可業種の場合）
	M&Aに係る契約書の写し（事業等基本合意書（最終契約書）等）
資金使途 (1)・(2)	M&A計画書（別記様式7）

7 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の5に定めるとおりとする。
- (2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の13に定めるとおりとする。また、保証付きでない融資を実行した際は、「融資実行報告書（保証なし分）（別記様式3）」を融資実行翌月10日までに知事に報告するものとする。

Ⅲ 経営者保証解除関連

1 目的

事業承継時に、後継者の経営者保証解除を伴う事業資金の融資を促進することにより、中小企業者等の円滑な事業承継を支援することを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるもののほか、本融資における用語の定義は次のとおりとする。

用 語	定 義
経営承継円滑化法	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）をいう。
認定	経営承継円滑化法第12条第1項に規定する栃木県知事の認定をいう。
EBITDA有利子負債倍率	$\text{EBITDA有利子負債倍率} = (\text{借入金} \cdot \text{社債} - \text{現預金}) \div (\text{営業利益} + \text{減価償却費})$

3 融資対象

次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ、(4)に該当する中小企業者

ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度1回目の保証日（ただし、貸付実行されたものに限る。）から3年以内に保証申込みを行うものに限る。

〔事業承継特別保証制度及び経営承継借換関連保証制度の専用資金、国の全国統一制度の対象〕

- (1) 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人
- (2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの
- (3) 認定を受けた法人（法第12条第1項第1号ニ該当）（注1）
- (4) 次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと。なお、①から③までについては、保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、保証協会への申込日（注2）に満たしていることを要するものとする。
 - ① 資産超過であること
 - ② EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること
 - ③ 法人と経営者の分離がなされていること
 - ④ 返済緩和している借入金がないこと

注1 認定取得後、保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においても融資対象(4)の①及び②を満たすことが必要。

注2 申込日が、信用保険法第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。

4 資金使途

次の表のとおりとする。

融資対象(1)	経営の承継に必要な運転資金、設備資金及び保証人（個人に限る。）を提供している既往借入金の借換資金
融資対象(2)	事業承継前における保証人（個人に限る。）を提供している既往借入金の借換資金
融資対象(3)	認定を受けた中小企業者の経営の承継に必要な資金のうち、当該認定の日から経営の承継の日までの間における借換資金（当該中小企業者の代表者が保証債務を負う借入に係るもの）

※ 借換資金は、既に借入している保証協会の保証付き県制度融資の借換に限る。

5 融資条件

次の表のとおりとする。

融資限度額	1億円（うち運転資金2,000万円）
融資期間	10年以内（うち据置1年以内）
融資利率	保証付き・責任共有制度対象外 年 1.7%以内 保証付き・責任共有制度対象 年 1.9%以内
信用保証	保証協会の保証（事業承継特別保証又は経営承継借換関連保証）を付するものとする。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
保証人	徴求しない。
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

6 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

	書 類 名
共通	県税の滞納がないことを証する書面（県税事務所長発行の納税証明書）
	許可証等の写し（許可業種の場合）
	事業承継特別保証又は経営承継借換関連保証の申込みに必要な書類（保証協会所定様式）
融資対象(3)	栃木県知事の認定書の写し（申請書の写しを含む。）
	認定申請の提出書類の写し

7 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の5に定めるところとする。
- (2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の13に定めるところとする。

第7 産業政策推進資金

I 重点政策推進融資

1 目的

県が戦略的に進める重点政策等に係る事業資金の融資を促進することで、本県産業の競争力強化及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるもののほか、本融資における用語の定義は次のとおりとする。

用 語	定 義
戦略3産業	「新とちぎ産業成長戦略（令和3年3月栃木県策定）」において戦略3産業として位置づける自動車産業、航空宇宙産業、医療福祉機器産業をいう。
とちぎ産業振興協議会	企業・大学・金融機関・行政機関・産業支援機関等から構成する「とちぎ航空宇宙産業振興協議会（平成19年11月16日設立）」、「とちぎ自動車産業振興協議会（平成19年12月17日設立）」、「とちぎ医療福祉機器産業振興協議会（令和3年5月18日改組）」をいう。
未来3技術	「新とちぎ産業成長戦略（令和3年3月栃木県策定）」において未来3技術として位置づけるAI・IoT・ロボット技術、光学技術、環境・新素材技術をいう。
とちぎ未来技術フォーラム	企業・大学・金融機関・行政機関・産業支援機関等から構成する「とちぎ未来技術フォーラム（令和3年5月18日設立）」をいう。
フードバレーとちぎ推進協議会	農業、食品製造業、流通業、小売業、外食産業その他の食品関連産業の事業及び団体並びに大学・金融機関・行政機関・産業支援機関等から構成する「フードバレーとちぎ推進協議会（平成22年11月19日設立）」をいう。
フードバレーとちぎの推進	県内の良質で豊かな水や農産物を活かし、第1次産業から第3次産業まで関連する産業が幅広く存在する食品関連産業の振興を図ることにより、「食」をテーマに地域経済の成長・発展、ひいては本県全体の地域活性化を目指すものをいう。
観光立県躍進プロジェクト	「とちぎ未来創造プラン（令和3年2月栃木県策定）」における重点戦略の一つであり、優れた歴史遺産や豊かな自然等の観光資源、東京圏との近接性等の強みを生かした、魅力ある観光地づくりや観光誘客の推進を図るものをいう。
女性活躍推進法	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）をいう。
障害者雇用促進法	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）をいう。
地域未来投資促進法	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）をいう。

3 融資対象

次のいずれかに該当する中小企業者又は中小企業団体

融資対象 1 (戦略 3 産業)	とちぎ産業振興協議会の会員であって、県内に事業所を有するもの（新たに設置する場合を含む。）
融資対象 2 (未来 3 技術)	とちぎ未来技術フォーラムの会員であって、県内に事業所を有するもの（新たに設置する場合を含む。）
融資対象 3 (フードバレー)	フードバレーとちぎ推進協議会の会員であって、県内に事業所を有するもの（新たに設置する場合を含む。）
融資対象 4 (観光)	県内に事業所を有する者（新たに設置する場合を含む）であって、県観光交流課長の認定を受けたもの
融資対象 5 (海外展開)	県内に事業所を有する者であって、海外展開により、県内事業所の閉鎖や従業員の雇用調整（解雇等、従業員の雇用安定に影響を及ぼすもの）を伴わないもの
融資対象 6 (健康・働き方)	県内に事業所を有する者であって、次のいずれかに該当するもの（新たに設置する場合を含む。） (1) 県健康増進課等の「とちぎ健康経営事業所」の認定を受けたもの (2) 女性活躍推進法第 9 条の規定に基づく「えるぼし」の認定を受けたもの (3) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条の規定に基づく「くるみん」の認定を受けたもの (4) 県人権男女共同参画課の「男女生き活き企業」の認定を受けたもの (5) 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにおいて、「パートナーシップ構築宣言」を登録・公表しているもの (6) 障害者雇用促進法第77条の規定に基づく「もにす」の認定を受けたもの
融資対象 7 (未来投資)	地域未来投資促進法第13条第 1 項に規定する地域経済牽引事業計画について、地域未来投資促進法第13条第 4 項の規定に基づく栃木県知事の承認を受けた者であって、県内に事業所を有するもの（新たに設置する場合を含む。）
融資対象 8 (文化資源活用)	県内に事業所を有する者（新たに設置する場合を含む）であって、県文化振興課長の認定を受けたもの

4 資金使途

次の表のとおりとする。

融資対象 1 (戦略 3 産業)	戦略 3 産業の振興のために必要な事業実施に係る運転資金及び設備資金
融資対象 2 (未来 3 技術)	未来 3 技術の活用促進のために必要な事業実施に係る運転資金及び設備資金
融資対象 3 (フードバレー)	フードバレーとちぎの推進のために必要な事業実施に係る運転資金及び設備資金
融資対象 4 (観光)	観光立県躍進プロジェクトの推進のために必要な事業実施に係る運転資金及び設備資金
融資対象 5 (海外展開)	海外展開のために必要な事業実施に係る運転資金及び設備資金
融資対象 6 (健康・働き方)	従業員の健康づくりや、女性活躍の推進、子育て支援、働き方の見直し、取引の適正化、障害者雇用のために必要な事業実施に係る運転資金及び設備資金
融資対象 7 (未来投資)	地域経済牽引事業の実施に必要な運転資金及び設備資金
融資対象 8 (文化資源活用)	文化財や芸術等の文化資源を活用し、文化と観光・産業等他分野との連携による地域の活性化を図るために必要な事業実施に係る運転資金及び設備資金

5 融資条件

次の表のとおりとする。

融資限度額	1 億円（うち運転資金 3,000 万円）
融資期間	運転資金 7 年以内（うち据置 1 年以内） 設備資金 10 年以内（うち据置 2 年以内）
融資利率	保証付き・責任共有制度対象外 年 1.7%以内 保証付き・責任共有制度対象 年 1.9%以内 保証なし 年 2.2%以内
信用保証	取扱金融機関の定めるところによる。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

（注）融資限度額は、従前の産業政策推進資金（特定産業振興融資）、同（フードバレーとちぎ推進融資）、同（成長産業創出推進融資）、同（観光とちぎ元気づくり融資）、新事業開拓支援資金（海外展開支援関連）の融資残額と合算するものとする。

6 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。設備資金については、一般資金（設備）の必要書類と同様とする。

	書 類 名
共通	県税の滞納がないことを証する書面（県税事務所長発行の納税証明書）
	許可証等の写し（許可業種の場合）
融資対象 1 （戦略 3 産業）	重点政策推進融資に係る事業計画書（別記様式 8－1）
	県ホームページ上の「とちぎ自動車産業振興協議会」、「とちぎ航空宇宙産業振興協議会」又は「とちぎ医療福祉機器産業振興協議会」の直近の会員名簿
融資対象 2 （未来 3 技術）	重点政策推進融資に係る事業計画書（別記様式 8－1）
	県ホームページ上の「とちぎ未来技術フォーラム」の直近の会員名簿
融資対象 3 （フードバレー）	重点政策推進融資に係る事業計画書（別記様式 8－1）
	県ホームページ上の「フードバレーとちぎ推進協議会」の直近の会員名簿
融資対象 4 （観光）	重点政策推進融資（観光又は文化資源活用）認定申請書（別記様式 8－2）
	重点政策推進融資（観光又は文化資源活用）認定書（別記様式 8－3）の写し
融資対象 5 （海外展開）	重点政策推進融資に係る事業計画書（別記様式 8－1）
融資対象 6 （健康・働き方）	重点政策推進融資に係る事業計画書（別記様式 8－1）
	「とちぎ健康経営事業所」・「えるぼし」・「くるみん」・「男女生き生き企業」・「もにす」に係る認定書の写し又は「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト上の直近の「登録企業リスト」
融資対象 7 （未来投資）	重点政策推進融資に係る事業計画書（別記様式 8－1）
	地域経済牽引事業計画に係る県の承認書の写し
融資対象 8 （文化資源活用）	重点政策推進融資（観光又は文化資源活用）認定申請書（別記様式 8－2）
	重点政策推進融資（観光又は文化資源活用）認定書（別記様式 8－3）の写し

7 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の 5 に定めるとおりとする。
- (2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の 13 に定めるとおりとする。また、保証付きでない融資を実行した際は、「融資実行報告書（保証なし分）（別記様式 3）」を融資実行翌月 10 日までに知事に報告するものとする。
- (3) 「融資対象 4（観光）又は融資対象 8（文化資源活用）」に係る手続は、上記のほか、次のとおりとする。
 - ① 本融資を受けようとする者は、「重点政策推進融資（観光又は文化資源活用）認定申請書（別記様式 8－2）」を県観光交流課又は県文化振興課長に提出し、事前に審査を受けるものとする。
 - ② 県観光交流課長又は県文化振興課長は、上記申請書に記載された内容を審査の上、適当と認められるときは、「重点政策推進融資（観光又は文化資源活用）認定書（別記様式 8－3）」を申請者に交付するとともに、当該認定書の写しを県経営支援課長に送付するものとする。
 - ③ 本融資を受けようとする者は、交付された「重点政策推進融資（観光又は文化資源活用）認定書（別記様式 8－3）」の写しを添えて取扱金融機関に申し込むものとする。

Ⅱ とちぎ創生融資（第２期）＜金融機関提案型＞

１ 目的

「とちぎ創生15戦略（第２期）」に資するものとして金融機関が提案する取組に係る事業資金の融資を促進することで、本県産業の競争力強化及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

２ 定義

総則の２に定めるもののほか、本融資における用語の定義は次のとおりとする。

用 語	定 義
とちぎ創生15戦略(第２期)	まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第９条第１項に規定される都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略として県が令和２（2020）年３月に策定した戦略をいう。

３ 融資対象

県内に事業所を有する中小企業者又は中小企業団体（新たに設置する場合を含む。）

４ 融資・経営支援

- (1) 当該融資は、とちぎ創生15戦略（第２期）に資する取組として、取扱金融機関からの提案に基づき知事が承認したものとする。
- (2) 取扱金融機関からの提案は、知事が別に定める募集要項により行うものとする。
- (3) 承認を受けた取扱金融機関（以下、「指定金融機関」という。）は、融資を実行した中小企業者等に対して、融資以外の経営支援を実施するものとする。

５ 融資条件

次の表のとおりとする。

資金使途	とちぎ創生15戦略（第２期）に資するものとして指定金融機関が提案した取組に係る運転資金及び設備資金
融資限度額	指定金融機関の定めるところによる。 ただし、１億円（うち運転資金3,000万円）を超えない範囲とする。
融資期間	指定金融機関の定めるところによる。ただし、次の期間を超えない範囲とする。 運転資金 ７年以内（うち据置１年以内） 設備資金 10年以内（うち据置２年以内）
融資利率	指定金融機関の定めるところによる。 ただし、固定金利とし、年2.2%を超えない範囲とする。
信用保証	指定金融機関の定めるところによる。
返済方法	指定金融機関の定めるところによる。
その他	その他の条件については、指定金融機関及び保証協会の定めるところによる。

６ 申込みに必要な書類

次のとおりとする。設備資金については、一般資金（設備）の必要書類と同様とする。

- ・ 県税の滞納がないことを証する書面（県税事務所長発行の納税証明書）
- ・ 許可証等の写し（許可業種の場合）

7 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の5に定めるとおりとする。
- (2) 指定金融機関が提出すべき書類は、総則の13に定めるとおりとするまた、保証付きでない融資を実行した際は、「融資実行報告書（保証なし分）（別記様式3）」を融資実行翌月10日までに知事に報告するものとする。

8 その他

本融資は、令和8(2026)年3月31日限り、その効力を失う。

Ⅲ S D G s 推進融資

1 目的

県内中小企業者の S D G s 達成に向けた取組を支援することにより、本県産業の競争力強化及び地域社会における S D G s の推進を図ることを目的とする。

2 定義

総則の 2 に定めるとおりとする。

3 融資対象

県内に事業所を有する中小企業者又は中小企業団体であって、県産業政策課の「とちぎ S D G s 推進企業登録制度」に登録されたもの（登録申請中のものを含む）。

4 資金使途

S D G s の達成に必要な運転資金及び設備資金

5 融資条件

次の表のとおりとする。

融資限度額	1 億円
融資期間	10 年以内（うち据置 2 年以内）
融資利率	保証付き・責任共有制度対象外 年 1.5% 以内 保証付き・責任共有制度対象 年 1.7% 以内 保証なし 年 2.0% 以内
信用保証	取扱金融機関の定めるところによる。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

6 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。設備資金については、一般資金（設備）の必要書類と同様とする。

	書 類 名
共通	県税の滞納がないことを証する書面（県税事務所長発行の納税証明書）
	許認可等の写し（許可業種の場合）
	（公財）栃木県産業振興センターのホームページ上の「とちぎ S D G s 推進登録企業一覧」の該当ページ（登録申請中の場合は、登録申請書の写し）
	S D G s 推進融資に係る事業計画書（別記様式 8－4）

7 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の 5 に定めるとおりとする。
- (2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の 13 に定めるとおりとする。また、保証付きでない融資を実行した際は、「融資実行報告書（保証なし分）（別記様式 3）」を融資実行翌月 10 日までに知事に報告するものとする。

IV カーボンニュートラル推進融資

1 目的

県内中小企業者のカーボンニュートラルに向けた取組を支援することにより、本県産業の競争力強化及び地域社会における脱炭素化を推進することを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるとおりとする。

3 融資対象

県内に事業所を有する中小企業者又は中小企業団体

4 資金使途

カーボンニュートラルに向けた取組に必要な運転資金及び設備資金

(例) ・脱炭素化に資する製品・技術の開発や生産

・太陽光発電設備や蓄電池、電気自動車などの導入

・省 CO2 設備（照明 LED 化、空調・ボイラー等）の更新・導入

・そのほか環境負荷の低減を目指す設備投資 等

5 融資条件

次の表のとおりとする。

融資限度額	1 億円
融資期間	10年以内（うち据置2年以内）
融資利率	保証付き・責任共有制度対象外 年 1.5%以内 保証付き・責任共有制度対象 年 1.7%以内 保証なし 年 2.0%以内
信用保証	取扱金融機関の定めるところによる。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

6 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。設備資金については、一般資金（設備）の必要書類と同様とする。

	書 類 名
共通	県税の滞納がないことを証する書面（県税事務所長発行の納税証明書）
	許認可等の写し（許可業種の場合）
	カーボンニュートラル推進融資に係る事業計画書（別記様式8－5）

7 融資実行に係る手続

(1) 融資申込先・申込手続については、総則の5に定めるとおりとする。

(2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の13に定めるとおりとする。また、保証付きでない融資を実行した際は、「融資実行報告書（保証なし分）（別記様式3）」を融資実行翌月10日までに知事に報告するものとする。

V 人材確保等促進融資

1 目的

県内中小企業者の人材確保や人材育成、生産性向上の取組を促進することにより、本県産業の競争力強化及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるもののほか、本融資における用語の定義は次のとおりとする。

用 語	定 義
業務改善助成金	事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度をいう。【厚生労働省が実施している助成制度】

3 融資対象

県内に事業所を有する中小企業者又は中小企業団体

4 資金使途

人材確保や人材育成、生産性向上に向けた取組に必要な運転資金及び設備資金

（例）①運転資金

- ・賃上げを行うための人件費
- ・社内研修の実施や、社外研修への参加費の負担・補助に要する経費
- ・外国人材の確保・定着のための取組（住宅補助や社内マニュアルの多言語化など） 等

②設備資金

- ・D Xを進めるための機械やデジタルツールの導入
- ・社員寮や従業員専用の駐車場などの整備
- ・女性が働きやすい職場環境の整備（社内託児所やトイレ、更衣室など） 等

5 融資条件

次の表のとおりとする。

融資限度額	1 億円
融資期間	運転資金：7 年以内（うち据置 1 年以内） 設備資金：10 年以内（うち据置 2 年以内）
融資利率	保証付き・責任共有制度対象外 年 1.7%以内（1.5%以内） 保証付き・責任共有制度対象 年 1.9%以内（1.7%以内） 保証なし 年 2.2%以内（2.0%以内） ※（ ）は業務改善助成金の交付決定を受けた場合（令和 3 年度から令和 7 年度までの助成金が対象）
信用保証	取扱金融機関の定めるところによる。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

6 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。設備資金については、一般資金（設備）の必要書類と同様とする。

	書 類 名
共通	県税の滞納がないことを証する書面（県税事務所長発行の納税証明書）
	許認可等の写し（許可業種の場合）
	人材確保等促進融資に係る事業計画書（別記様式 8－6）
業務改善助成金の交付決定を受けた場合	業務改善助成金の支給決定通知書の写し又は交付決定通知書の写し 等

7 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の 5 に定めるとおりとする。
- (2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の 13 に定めるとおりとする。また、保証付きでない融資を実行した際は、「融資実行報告書（保証なし分）（別記様式 3）」を融資実行翌月 10 日までに知事に報告するものとする。

第8 産業立地促進資金

1 目的

県内の工場用地等に工場等を設置する者に対し、工場等の設置のための資金融資を行うことにより、県内への多様な業種の立地を促進し、もって地域産業の振興・高度化及び工場等の適正配置を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるもののほか、本資金における用語の定義は次のとおりとする。

用 語	定 義
産業団地	工業団地、流通団地又は業務団地をいう。
公共団体等	地方公共団体、地方公共団体が出資する法人、国（政府関係機関を含む。）をいう。
工場用地等	産業団地、地域未来投資促進法に規定する重点促進区域、農村産業法に規定する産業導入地区、低開発地域工業開発促進法に規定する低開発地域、過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域、工場立地法に規定する工場適地又は都市計画法に規定する準工業地域、工業地域若しくは工業専用地域をいう。
工場等	工場、倉庫、事務所、研究施設その他これらと併せて設置する建物をいう。
地域未来投資促進法	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）をいう。

3 融資の種類

次のとおりとする。

(1) 新規立地促進融資

新たに県内の工場用地等を取得する場合や、県内の工場用地等に工場等を設置する場合の融資をいう。

(2) 知事特認

新規立地促進融資のうち、公共団体等により取得又は造成された県内の産業団地に工場等を設置する場合で、県内産業の維持・発展、雇用の確保に資すると知事が特に認めるものをいう。

(3) グローアップ融資

新とちぎ産業成長戦略（令和3年3月栃木県策定）において「戦略3産業」及び「未来3技術」として位置づける産業及び技術等の成長分野における先進性のある大規模投資や、雇用創出又は下請発注等地域経済への波及効果の大きい大規模投資を行う場合の融資をいう。

4 融資対象

県内外の事業者で別表に該当するもの

5 資金使途

工場等を設置するために必要な設備資金で次に掲げるものとする。

(1) 新規立地促進融資

- ① 土地の購入資金（土地取得後３年以内に操業を開始するものに限る。）
- ② 工場等の建築資金
- ③ 機械等の購入資金（新規に限る。）

(2) グローアップ融資

- ① 工場等の建築資金
- ② 機械等の購入資金（新規、拡充に限る。更新は対象外とする。）

6 融資条件

次の表のとおりとする。

	新規立地促進融資	知事特認	グローアップ融資
融資限度額	10億円	20億円	5億円 ※下限は、5,000万円超
融資期間	12年以内 (うち据置２年以内)	15年以内 (うち据置３年以内)	12年以内 (うち据置２年以内)
融資利率	保証付き・責任共有制度 対象外 年 1.9%以内 保証付き・責任共有制度 対象 年 2.1%以内 保証なし 年 2.4%以内	保証付き・責任共有制度 対象外 年 1.4%以内 保証付き・責任共有制度 対象 年 1.6%以内 保証なし 年 1.7%以内	保証付き・責任共有制度 対象外 年 1.7%以内 保証付き・責任共有制度 対象 年 1.9%以内 保証なし 年 2.1%以内
信用保証	取扱金融機関の定めるところによる。		
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。		
その他	栃木県環境保全資金を既に利用し、又は利用しようとする者は、同一設備に対しては本資金の融資を受けることができないものとする。 その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。		

7 融資実行に係る手続

- (1) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の13に定めるとおりとする。また、保証付きでない融資を実行した際は、「融資実行報告書（保証なし分）（別記様式3）」を融資実行翌月10日までに知事に報告するものとする。
- (2) 新規立地促進融資を受けようとする者（知事特認を受けようとする者を除く。）は、工場等を設置する前に、取扱金融機関へ別表に定める添付書類を添えて取扱金融機関所定の融資申込書より申し込むものとし、当該工場等の操業を開始するまでに、借入れを終了するものとする。
- (3) 知事特認を受けようとする者（以下「知事特認申込者」という。）は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。
 - ① 「産業立地促進資金知事特認申込書（別記様式9-1）」（以下「特認申込書」という。）
 - ② 事業計画書、設計書、見積書、カタログその他知事が必要と認めるもの
- (4) 知事は、特認申込書の内容が地域経済への波及効果が大きく、県内産業の維持・発展、雇用の確保に資するものであると特に認めるときは、「産業立地促進資金知事特認認定書（別記様式9-2）」（以下「認定書」という。）を知事特認申込者に交付するものとする。
- (5) 知事特認申込者は、認定書の交付を受けたときは、工場等を設置する前に、取扱金融機関へ当該認定書及び別表に定める添付書類を添えて取扱金融機関所定の融資申込書により申し込むものとし、当該工場等の操業を開始するまでに、借入れを終了するものとする。
- (6) グローアップ融資を受けようとする者（以下「グローアップ融資申込者」という。）は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。
 - ① 「産業立地促進資金グローアップ融資事業計画認定申請書（別記様式9-3）」（以下「グローアップ融資申請書」という。）
 - ② 最近2期の決算書又はこれに類する書類
 - ③ 定款（法人の場合に限る。）
 - ④ 事業計画書、設計書、見積書、カタログその他知事が必要と認めるもの
- (7) 知事は、グローアップ融資申請書の内容が、先進性のある大規模投資又は地域経済への波及効果が大きい大規模投資であると認めるときは、「産業立地促進資金グローアップ融資事業計画認定書（別記様式9-4）」（以下「グローアップ融資認定書」という。）をグローアップ融資申込者に交付するものとする。
- (8) グローアップ融資申込者は、グローアップ融資認定書の交付を受けたときは、工場等を設置する前に、取扱金融機関へ当該認定書及び別表に定める添付書類を添えて取扱金融機関所定の融資申込書により申し込むものとし、当該工場等の操業を開始するまでに、借入れを終了するものとする。

(別表)

1 新規立地促進融資

(1) 公共団体等による産業団地（知事特認）

融 資 対 象	添 付 書 類
地方公共団体、地方公共団体が出資する法人、国（政府関係機関を含む。）等により取得又は造成された県内の産業団地に工場等を設置する者	・ 県税の滞納がないことを証する書面（県税事務所長発行の納税証明書） ・ 許可業種については、許可証等の写し ・ 見積書、建築確認通知書等の写し ・ 産業立地促進資金知事特認認定書（別記様式 9－2） ・ 設置する工場等の建設計画が、設置地域の市町村の土地利用計画等と整合性が図られている旨の市町村長の意見書（別記様式 9－5）

(2) 上記以外の対象地域

融 資 対 象			添 付 書 類
敷地面積	対象業種	対象者	
1,000㎡ 以上	・製造業 ・旧頭脳立地法に規定する業種（注1） ・植物工場（注2）	県内の次のいずれかの地域に工場等を設置する者 ① 地域未来投資促進法に規定する重点促進区域（ただし、地域経済牽引事業計画（注3）について、地域未来投資促進法第13条第4項の規定に基づく栃木県知事の承認又は同法第13条第7項の規定に基づく主務大臣の承認を受けた者であって、県内に事業所を有するものに限る。（新たに設置する場合を含む。）） ② 農村産業法に規定する産業導入地区 ③ 低開発地域工業開発促進法に規定する低開発地域 ④ 過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域 ⑤ 工場立地法に規定する工場適地 ⑥ 都市計画法に規定する準工業地域（注4の業種に限る。）、工業地域又は工業専用地域 ⑦ 工場跡地（注5）	・県税の滞納がないことを証する書面（県税事務所長発行の納税証明書） ・許可業種については、許可証等の写し ・見積書、建築確認通知書等の写し ・設置する工場等の建設計画が、設置地域の市町村の土地利用計画等と整合性が図られている旨の市町村長の意見書（別記様式9－5） ・現在の工場等の移転計画が住工混在状態の解消に寄与するものであることの市町村長の意見書（別記様式9－6）（1,000㎡未満の場合に限る。） ・対象者のうち①に該当する場合は、地域経済牽引事業計画に係る県又は主務大臣の承認書の写し
	・道路貨物運送業 ・倉庫業 ・こん包業 ・卸売業 ・データセンター（注6）	県内の次のいずれかの地域に工場等を設置する者 ① 地域未来投資促進法に規定する重点促進区域（ただし、地域経済牽引事業計画について、地域未来投資促進法第13条第4項の規定に基づく栃木県知事の承認又は同法第13条第7項の規定に基づく主務大臣の承認を受けた者であって、県内に事業所を有するものに限る。（新たに設置する場合を含む。）） ② 農村産業法に規定する産業導入地区 ③ 過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域	
1,000㎡ 未満	・製造業 ・旧頭脳立地法に規定する業種 ・道路貨物運送業 ・倉庫業 ・こん包業 ・卸売業 ・植物工場（注2）	県内の住工混在地域（注7）から次のいずれかの地域に工場等の全部又は大部分を移転する者 ① 工場立地法に規定する工場適地 ② 都市計画法に規定する工業地域又は工業専用地域	

2 グローアップ融資の対象

融 資 対 象			添 付 書 類
対象業種	対象地域	事 業 内 容	
・製造業 ・旧頭脳立地法に規定する業種（注1） ・道路貨物運送業 ・倉庫業 ・植物工場（注2）	県内全域	① 新とちぎ産業成長戦略（令和3年3月栃木県策定）において「戦略3産業」及び「未来3技術」として位置づける次の産業及び技術等の成長分野における先進性のある大規模投資等（注8） ② 雇用創出又は下請発注等地域経済への波及効果の大きい大規模投資等	・県税の滞納がないことを証する書面（県税事務所長発行の納税証明書） ・許可業種については、許可証等の写し ・見積書、建築確認通知書等の写し ・産業立地促進資金グローアップ融資事業計画認定書（別記様式9-4） ・設置する工場等の建設計画が、設置地域の市町村の土地利用計画等と整合性が図られている旨の市町村長の意見書（別記様式9-5）

（注1）旧頭脳立地法に規定する業種とは、次の16業種をいう。

- ①総合リース業 ②産業用機械器具賃貸業 ③事務用機械器具賃貸業 ④機械修理業
 ⑤ソフトウェア業 ⑥情報処理サービス業 ⑦情報提供サービス業 ⑧広告代理業
 ⑨ディスプレイ業 ⑩産業用設備洗浄業 ⑪非破壊検査業 ⑫デザイン業
 ⑬経営コンサルタント業 ⑭機械設計業 ⑮エンジニアリング業 ⑯自然科学研究所

（注2）植物工場とは、施設内で植物の生育環境（光、温度、湿度、二酸化炭素濃度、養分、水分等）を制御して栽培を行う施設園芸のうち、環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能な栽培施設をいう。ただし、地方税法（昭和25年法律第226号）第73条第3号に規定する家屋に該当するものに限る。

（注3）地域経済牽引事業計画とは、地域未来投資促進法第13条第1項に規定する計画をいう。

（注4）旧頭脳立地法に規定する業種のうち、ソフトウェア業、情報処理サービス業及び情報提供サービス業をいう。

（注5）工場跡地とは、従前は製造業、旧頭脳立地法に規定する業種、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業又は植物工場の事業を行うための工場等の用に供されていた土地で、現在は操業されておらず、更地又は工場等が残存するもの（別表1(2)の対象業種が旧頭脳立地法に規定する業種又は植物工場である場合は、都市計画法（昭和43年法律第400号）第7条第1項に規定する市街化調整区域以外の区域に存するものに限る。）をいう。

（注6）データセンターとは、電子計算機又はそれに関連する機器、設備等を設置し、データを管理することに特化した建物をいう。

（注7）住工混在地域とは、都市計画法により工業系用途地域以外の用途が定められている地域で、実質的に住居と工場等が混在して建築されている区域をいう。

（注8）新とちぎ産業成長戦略（令和3年3月栃木県策定）において「戦略3産業」及び「未来3技術」として位置づける次の産業及び技術等とは、次のものをいう。

- (1) 新とちぎ産業成長戦略（令和3年3月栃木県策定）において「戦略3産業」及び「未来3技術」として位置づける次の産業及び技術
- ・戦略3産業：①自動車産業 ②航空宇宙産業 ③医療福祉機器産業
 - ・未来3技術：①AI・IoT・ロボット技術 ②光学技術 ③環境・新素材技術

(2) 食品及びその関連産業

(3) 地域未来投資促進法第4条に基づき、主務大臣より同意を受けた栃木県内の基本計画において、地域の特性及びその活用戦略として定める分野

※(1)、(2)については製造業、自然科学研究所及び植物工場に限る。

第9 経営安定資金

I 基盤強化融資

1 目的

景気低迷による売上げ不振、関連企業の倒産や金融取引の調整等による経営不安の防止を図るため、長期資金の融資を促進することにより、中小企業者等の経営の安定を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるもののほか、本融資における用語の定義は次のとおりとする。

用 語	定 義
特定被災区域	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）第2条第1項及び第2項に定める市町村をいう。
主要原材料	原油、石油製品その他原材料で、製品の製造若しくは加工又は役務の提供に係る売上原価のうち10%以上を占めるものをいう。

3 融資対象

県内に事業所を有する者で、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 景気低迷等により、経営の安定に支障を生じており、最近の3か月間又は6か月間の売上高が前年同期又は2年前同期に比較して、3%以上減少している中小企業者又は中小企業団体
- (2) 受取手形の不渡り等の債権回収に困難を生じたことにより経営の安定に著しく支障を来している中小企業者又は中小企業団体
- (3) 信用保険法第2条第5項第1号から第8号の規定に基づき市町村長の認定を受けた中小企業者（特定中小企業者）
- (4) 信用保険法第2条第6項の規定に基づき市町村長の認定を受けた中小企業者（特例中小企業者）〔危機関連保証の専用資金〕
- (5) 特定被災区域内に事業所を有する中小企業者又は中小企業団体で、かつ、東日本大震災（以下「震災」という。）の影響を受けた、次のいずれかに該当するもの
 - ① 震災により、直接被害を受けたもの
 - ② 震災の発生後の最近3か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。）が震災の影響を受ける直前の同期に比して10%以上減少しているもの
- (6) 為替相場の急激な変動により、事業活動に影響を受けており、最近の3か月間又は6か月間の売上高が前年同期又は2年前同期に比較して、3%以上減少している中小企業者又は中小企業団体
- (7) 為替相場の急激な変動等により、次の全てを満たす中小企業者又は中小企業団体
 - ① 主要原材料の最近1か月間の仕入価格が、前年同期又は2年前同期と比較して10%以上上昇していること
 - ② 物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であり、最近3か月間又は6か月間の売上高に占める主要原材料の仕入価格の割合が、前年同期又は2年前同期の売上高に占める主要原材料の仕入れ価格の割合を上回っていること

4 資金使途

売上の減少、取引先の倒産、取引条件の悪化等による経営不安を防止するための運転資金

5 融資条件

次の表のとおりとする。

融資限度額	運転資金 4,000万円 ただし、融資対象(5)は、5,000万円
融資期間	1年超10年以内（うち据置1年以内）
融資利率	責任共有制度対象外 年 1.6%以内 責任共有制度対象 年 1.8%以内
信用保証	保証協会の保証（融資対象(4)については、危機関連保証）を付するものとする。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

6 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

	書 類 名
共通	県税の滞納がないことを証する書面（県税事務所長発行の納税証明書）
	許可証等の写し（許可業種の場合）
融資対象(1)	営業状況調書（別記様式10－1）
融資対象(2)	不渡手形の現物等
融資対象(3)・(4)	市町村長の認定書
融資対象(5)①	市町村長等の罹災証明書
融資対象(5)②	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第128条第1項第1号の規定に基づく市町村長の認定書
融資対象(6)	営業状況調書（別記様式10－1）
融資対象(7)	主要原材料状況調書（別記様式10－2）

7 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の5に定めるところとする。
- (2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の13に定めるところとする。

Ⅱ 事業活動継続融資

1 目的

罹災への対応やＢＣＰ策定を含む事業活動の継続を図るため、長期資金の融資を促進することにより、中小企業者等の経営の安定を図ることを目的とする。

2 定義

総則の２に定めるもののほか、本融資における用語の定義は次のとおりとする。

用 語	定 義
ＢＣＰ (事業継続計画)	中小企業庁が策定した「中小企業ＢＣＰ策定運用指針」に基づいた計画のことをいう。
中小企業強 化法	中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第21号）をいう。

3 融資対象

県内に事業所を有する者で、次のいずれかに該当する中小企業者又は中小企業団体。

- (1) 故意若しくは重過失によらない火災、地震又は風水害等の非常災害を受けて資金を必要とするもの
- (2) ＢＣＰの策定及びＢＣＰに基づく対策等を含め、災害等の未然防止対策として、知事が特に必要と認めた事業を行うもの
※ 災害等の未然防止対策については事業内容により、特別な債務保証の対象となる場合がある。（「８ 特別な債務保証の対象となる場合」参照）
- (3) 中小企業強靱化法に基づき、事業継続力強化計画について経済産業大臣の認定を受けたもの

4 資金使途

罹災への対応、ＢＣＰの策定及びＢＣＰに基づく対策等を含め、災害等の未然防止対策に必要な運転資金及び設備資金

5 融資条件

次の表のとおりとする。

融資限度額	運転資金 3,000万円 設備資金 5,000万円
融資期間	運転資金 1年超7年以内（うち据置1年以内） 設備資金 1年超10年以内（うち据置2年以内）
融資利率	責任共有制度対象外 年 1.6%以内 責任共有制度対象 年 1.8%以内
信用保証	保証協会の保証を付するものとする。 ただし、融資対象(2)の特別な債務保証の対象となる場合を除く。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

6 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。設備資金については、一般資金（設備）の必要書類と同様とする。

	書 類 名
共通	県税の滞納がないことを証する書面（県税事務所長発行の納税証明書）
	許可証等の写し（許可業種の場合）
融資対象(1)	市町村長等の罹災証明書
融資対象(3)	事業継続力強化計画の認定書の写し

7 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の5に定めるとおりとする。
- (2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の13に定めるとおりとする。

8 特別な債務保証の対象となる場合

大谷石採取場及び採取場跡地に関する、次の安全対策事業については、事業の内容によって（公財）大谷地域整備公社の債務保証を受けられる場合があります。

ア．跡地処理計画の策定 イ．残柱補強 ウ．天盤補強 エ．コンクリート補強柱の設置
オ．立坑の危険防止対策 カ．充填補強 キ．地震計・水位計の設置 ク．再利用計画策定
ケ．その他安全対策と認められる事業

（問い合わせ先）

（公財）大谷地域整備公社

宇都宮市桜4丁目2番2号 栃木県立美術館普及分館

電話 028-643-6621

Ⅲ 原油・原材料高騰等緊急対策資金

1 目的

原油・原材料の価格高騰や新型コロナウイルス感染症等の影響により業績が悪化している県内中小企業者に対し、資金繰りを支援することにより、経営の安定を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるとおりとする。

3 融資対象

県内に事業所を有する中小企業者又は中小企業団体で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 原油・原材料価格の上昇等の影響により、最近1か月の売上高が前年同月（原油・原材料価格の上昇等による影響を受ける前の同月でも可。）に比較して3%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高が3%以上減少する見込みであるもの
- (2) 原油・原材料価格の上昇等の影響により、最近1か月の売上総利益率又は営業利益率が前年同月（原油・原材料価格の上昇等による影響を受ける前の同月でも可。）に比較して3%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上総利益率又は営業利益率が3%以上減少する見込みであるもの
- (3) 原油・原材料価格の上昇等の影響により、信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けたもの

4 融資条件

次の表のとおりとする。

資金使途	運転資金、設備資金及び借換資金 ※借換資金は、既に借入している保証協会の保証付き県制度融資の借換に限る。
融資限度額	1億円
融資期間	1年超10年以内（うち据置2年以内）
融資利率	責任共有制度対象外 年 1.2%以内 責任共有制度対象 年 1.4%以内
借換要件	借換をする資金の県制度融資要綱で定めた融資期間の範囲内において設定した最終返済期日までに、借換資金に係る融資を申し込むこと。
信用保証	保証協会の保証を付するものとする。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

5 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。設備資金については、一般資金（設備）の必要書類と同様とする。

	書 類 名
共通	県税の滞納がないことを証する書面（県税事務所長発行の納税証明書）
	許認可等の写し（許可業種の場合）
融資対象(1)	営業状況調書（別記様式10-3）
融資対象(2)	営業状況調書（別記様式10-4）
融資対象(3)	信用保険法第2条第5項第5号の規定による市町村長の認定書

6 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の5に定めるとおりとする。
- (2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の13に定めるとおりとする。

第10 経営サポート資金

I 経営力強化借換融資

1 目的

新型コロナウイルス感染症等の影響による県内中小企業者等の債務の借換需要に対応するため、金融機関が認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項の認定経営革新等支援機関をいう。以下同じ。）と連携して中小企業者等の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、もって中小企業者等の経営力の強化を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるとおりとする。

3 融資対象

県内に事業所を有し、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者又は中小企業団体〔経営力強化保証制度の専用資金、国の全国統一制度の対象〕

4 融資条件

次の表のとおりとする。

資金使途	借換資金 ※既に借入れしている次の保証付資金に限る (1) 旧新型コロナウイルス感染症緊急対策資金 (2) 旧新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金 (3) 旧新型コロナウイルス感染症対策融資 (4) 旧伴走支援型特別融資
融資限度額	1億円
融資期間	10年以内（うち据置1年以内）
融資利率	責任共有制度対象 年 1.4%以内
借換要件	借換をする資金の県制度融資要綱で定めた融資期間の範囲内において設定した最終返済期日までに、借換資金に係る融資を申し込むこと。
信用保証	保証協会の保証（経営力強化保証）を付するものとする。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

5 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

	書 類 名
共通	県税の滞納がないことを証する書面（県税事務所長発行の納税証明書）
	許認可等の写し（許可業種の場合）
	「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書（保証協会所定様式）
	事業行動計画書（申込人が策定したもの）（保証協会所定様式）
セーフティネット保証５号に該当する場合	市町村長の認定書

6 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の５に定めるとおりとする。
- (2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の13に定めるとおりとする。

7 金融機関の責務及び報告並びにEBPMに伴う情報提供

- (1) 取扱金融機関は、原則として四半期に一回、経営の状況を確認するとともに、利用者から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。
- (2) 取扱金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、利用者に対し、当初策定した計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。
- (3) 取扱金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から５事業年度にわたり、年１回利用者の事業年度毎に、保証協会に対し、利用者の本制度の利用状況、計画の実行状況、財務状況並びに取扱金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。保証協会は、同データのうち、EBPMに伴う情報提供として、所在地、資本金、会社設立日、業種、従業員数、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額、セーフティネット保証（５号）認定取得の有無、プロパー融資有無、借換対象となる既存保証の保証割合、取扱金融機関の訪問回数及び財務状況について、電子データで経済産業省に送付しなければならない。なお、取扱金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。
- (4) 取扱金融機関は利用者の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、利用者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

Ⅱ 借換融資

1 目的

県内中小企業者等に対し、借換による資金繰りの改善をサポートし、もって中小企業者等の経営の安定を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるもののほか、本融資における用語の定義は次のとおりとする。

用 語	定 義
既存債務借換型	既に借り入れた資金の借換をする場合をいう。
既存新規一本型	既に借り入れた資金の借換と併せて新たな運転資金の借入をする場合をいう。

3 融資対象

県内に事業所を有し、かつ同一の事業実績を1年以上有する中小企業者又は中小企業団体で、借換えることにより、経営の改善や安定等が期待できるもの

4 資金使途

次に掲げる資金の借換資金

	借換対象資金
サポート借換	既に借入れしている次の保証付資金 (1) 小規模企業資金 (2) 創業支援資金 (3) 新事業開拓支援資金（ただし、旧中心市街地活性化対策及び旧ISO9000シリーズ取得を除く。） (4) 経営安定資金（旧緊急環境変化対策資金、旧東日本大震災復興緊急資金、旧平成27年9月関東・東北豪雨緊急対策資金、旧小規模企業振興融資、旧令和元年台風第19号緊急対策資金、旧新型コロナウイルス感染症緊急対策資金、旧新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金、旧新型コロナウイルス感染症対策融資、旧伴走支援型特別融資を含む。）
金融円滑化借換	既に借入れしている産業労働観光部所管の県制度融資 ただし、次の資金を除くものとする。 (1) 一般資金（運転・短期枠）（旧中小企業運転資金（短期枠）を含む。） (2) 産業立地促進資金 (3) 経営サポート資金（旧経営サポート借換資金、旧経営安定特別借換資金を含む。） (4) 経営改善資金（旧中小企業再生支援資金、旧中小企業経営改善資金を含む。） (5) 環境保全資金

5 融資条件

次の表のとおりとする。

	サポート借換	金融円滑化借換
融資限度額	【既存債務借換型】 借換対象資金の借入残高の合計額 【既存新規一本型】 借換対象資金の借入残高の合計額に新たに借入れる資金を加えた額 ただし、一本化した借換後の資金の月毎の返済額が、借換をする資金の月毎の返済額の合計を超えない範囲内とする。	
融資期間	10年以内（うち据置1年以内）	
融資利率	保証付き・責任共有制度対象外 年 2.0%以内 保証付き・責任共有制度対象 年 2.2%以内	保証付き・責任共有制度対象外 年 2.0%以内 保証付き・責任共有制度対象 年 2.2%以内 保証なし 年 2.5%以内
借換要件	【既存債務借換型】 次の(1)及び(2)を満たすものとする。 (1) 借換融資の融資額は借換をする資金の借入残高を超えないこと。 (2) 借換をする資金の県制度融資要綱で定めた融資期間の範囲内において設定した最終返済期日までに、借換資金に係る融資を申し込むこと（※）。 【既存新規一本型】 次のすべてを満たすものとする。 (1) 借換をする資金の借入残高が、借入時の4分の3以内となっていること。 ただし、複数の資金の借入があり、そのうちの1つが借入時の4分の3以内となっているときは、他の借入を合算して借換をすることができるものとする。 (2) 借換をする資金に新たに借入れる資金を加えて一本化して借入れた借換後の資金の月毎の返済額が、借換をする資金の月毎の返済額の合計を超えないこと。 (3) 借換をする資金の県制度融資要綱で定めた融資期間の範囲内において設定した最終返済期日までに、借換資金に係る融資を申し込むこと（※）。 （※の具体例） 要綱で定める融資期間の上限は10年であるが、期間を7年に設定して実行した経営安定資金の借換を行う場合、7年の間に借換の申込みを行わなければならない。なお、借換後の融資期間は、借換融資の上限である10年以内で設定することができる。	
信用保証	保証協会の保証を付するものとする。	取扱金融機関の定めるところによる。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。	
担保・保証人	取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。 ただし、原則として既往債務の融資条件に比べて、本資金利用者の不利にならないものとする。	
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。	

6 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

	書 類 名
共通	県税の滞納がないことを証する書面（県税事務所長発行の納税証明書）
	許認可等の写し（許可業種の場合）
	借換計画書（別記様式11－1）
セーフティネット保証５号に該当する場合	市町村長の認定書

7 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の５に定めるとおりとする。
- (2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の13に定めるとおりとする。また、保証付きでない融資を実行した際は、「融資実行報告書（保証なし分）（別記様式３）」を融資実行翌月10日までに知事に報告するものとする。
- (3) 取扱金融機関は、「経営サポート資金（借換融資）チェックリスト（別記様式11－２）」に基づき審査を行った上で融資を行うものとし、保証付きの場合は保証申込時に同リストの写しを保証協会まで送付するものとする。

第11 経営改善資金

1 目的

経済情勢や経営環境の変化の影響等により、業績の停滞や資金調達に支障を来している県内中小企業者等の抜本的経営改善や再生を促進するために必要な資金を融資することにより、中小企業の経営改善と地域経済の安定を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるもののほか、本融資における用語の定義は次のとおりとする。

用 語	定 義
再生支援機関	中小企業活性化協議会、(株)地域経済活性化支援機構（REVIC）、(株)整理回収機構、(株)東日本大震災事業者再生支援機構、事業再生ファンド、商工会議所、商工会議所連合会、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会、栃木県産業振興センター、中小企業診断士等をいう。
産業競争力強化法施行規則	経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）をいう。
知事が別に定める要件	再生支援機関の支援を受けて策定した「事業再生計画書」の中で、既に借入している県制度融資について償還期限の延長が盛り込まれているものであって、当該県制度融資を経営改善資金で借換える必要があるもの。

3 融資対象

県内に事業所を有し、かつ同一の事業実績を1年以上有する中小企業者又は中小企業団体で、次のいずれかの計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行うもの〔事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）制度及び事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度の専用資金、国の全国統一制度の対象〕

ただし、回収困難と見込まれる債権があるなど、総合的な経営状況と経営改善の見込みから新たな貸出は困難と判断される場合、並びに、破産、民事再生手続開始、会社整理開始、特別清算開始の申し立てを行っている場合、又はそれらの申し立てを行う見込みのある場合を除く。

(1) 産業競争力強化法第53条第1項に規定される計画

- ① (独)中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- ② 産業競争力強化法第134条第2項に規定する認定支援機関(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。)の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画

(2) 産業競争力強化法施行規則第32条第1号に規定される計画

- ① 産業競争力強化法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画
- ② (株)整理回収機構が策定を支援した再生計画
- ③ (株)地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
- ④ (株)東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画
- ⑤ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- ⑥ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、

特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの

⑦ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画

(3) 産業競争力強化法施行規則第32条第2号に規定される計画

(独)中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画

(4) 産業競争力強化法施行規則第32条第3号に規定される計画

経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一同に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画

(5) 産業競争力強化法施行規則第32条第4号に規定される計画

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画

4 資金使途

経営改善を実現するために必要な運転資金、設備資金及び既に借入れしている次に掲げる資金の借換資金

(1) 保証協会の保証付きの県制度融資

ただし、一般資金（運転・短期枠）（旧中小企業運転資金（短期枠）を含む。）及び産業立地促進資金を除く。

(2) 中小企業活性化協議会における経営改善計画策定支援の決定後から、経営改善計画の策定に至るまでに借入れた運転資金

5 融資条件

次の表のとおりとする。

融資限度額	運転資金・設備資金・借換資金併せて 2億円 ただし、資金使途(1)に定める資金の借換資金について、「知事が別に定める要件」に該当し、知事の認定を受けた場合であって、借入残高の合計額が2億円を超えるときは、当該借入残高の合計額までとする。 資金使途(2)に定める資金の借換資金については、1,000万円とする。
融資期間	10年以内（うち据置1年以内） ただし、一括返済の場合は1年以内とする。 なお、資金使途(1)に定める資金の借換資金について、「知事が別に定める要件」に該当し、知事の認定を受けた場合は、15年以内（うち据置1年以内）とする。当該借換資金と同時に運転資金又は設備資金を借入れる場合も15年以内（うち据置1年以内）とする。 また、事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）を利用する場合は、15年以内（うち据置3年以内）とする。
融資利率	責任共有制度対象外 年 2.3%以内 責任共有制度対象 年 2.5%以内
借換要件	借換をする資金の県制度融資要綱で定めた融資期間の範囲内において設定した最終返済期日までに、借換資金に係る融資を申し込むこと。

信用保証	保証協会の保証（事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）又は事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型））を付するものとする。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

6 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。設備資金については、一般資金（設備）の必要書類と同様とする。

	書 類 名
共通	県税の滞納がないことを証する書面（県税事務所長発行の納税証明書） ただし、県税に滞納がある場合であっても、再生支援機関の支援を受けて「事業再生計画書」を策定し、当該計画において実現可能な納税計画を明示できる者にあつては、本資金の申込みを認めるものとする。
	許可証等の写し（許可業種の場合）
	再生支援機関の支援を受けて策定した「事業再生計画書」
「知事が別に定める要件」に該当する場合	経営改善資金に係る融資条件の特例適用認定申請書（別記様式12－1）
	経営改善資金に係る融資条件の特例適用認定書の写し（別記様式12－2）

7 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の5に定めるところとする。
- (2) 取扱金融機関は、保証協会所定の申込書類のほか、「事業再生計画書」を添付して、信用保証の申込みを行うものとする。
- (3) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の13に定めるところとする。また、融資期間中、利用者の事業年度毎に年1回、「事業再生計画実行状況等報告書（保証協会所定様式）」（原則3年間）を保証協会に報告するものとする。
- (4) 事業再生の期間内において、事業再生に必要な資金であつて、予め事業再生計画書の資金計画に定められている場合に限り、取扱金融機関と協議の上、本資金の限度額の範囲内で分割して融資の申込みをすることができるものとする。

この場合において、当初の融資申込時に作成した事業再生計画書の進捗状況が概ね計画どおり（売上高等及び当期利益が経営改善計画に比して概ね8割以上確保されていること）であり、今後も概ね計画どおりに推移すると認められる時は、改めて事業再生計画書を策定する必要はないものとする。

- (5) 「知事が別に定める要件」に係る手続は、上記(1)から(4)のほか、次のとおりとする。
 - ① 「知事が別に定める要件」に該当することについて、知事の認定を受けようとする者は、「経営改善資金に係る融資条件の特例適用認定申請書（別記様式12－1）」を知事に提出し、事前に審査を受けるものとする。この場合、再生支援機関の支援を受けて策定した「事業再生計画書」を添付するものとする。
 - ② 知事は、上記申請書に記載された内容を審査の上、「知事が別に定める要件」に該当し、融資条件の特例を適用することが適当と認められるときは、「経営改善資金に係る融資条件の特例適用認定書（別記様式12－2）」を申請者に交付するものとする。
 - ③ 「知事が別に定める要件」に該当することについて知事の認定を受けて、本資金の融資を受けようとする者は、交付された「経営改善資金に係る融資条件の特例適用認定書（別記様式12－2）」の写しを添えて取扱金融機関に申し込むものとする。

第12 融資期間の延長

1 目的

厳しい経営環境にある県内中小企業者等の円滑な資金繰りを支援するために、栃木県産業労働観光部所管の制度融資要綱の資金ごとに定めた融資期間の延長を図り、もって中小企業者等の再生や経営基盤の安定、さらには県内経済の持続的発展に資することを目的とする。

2 対象資金

栃木県産業労働観光部所管の制度融資要綱で定める各資金

ただし、一般資金（運転・短期枠）（旧中小企業運転資金（短期枠）を含む。）を除く。

3 対象者

「融資期間の延長」を取扱金融機関に申込む時点において、制度融資要綱で定める各資金の融資期間の範囲内において設定した最終返済期日を迎えていない者であって、当該融資期間を超えた延長の申込みをしようとするもの

4 期間の延長

延長できる融資期間は3年を限度とし、取扱金融機関が認めた期間とする。

なお、保証協会の保証付の県制度融資における融資期間の延長については、取扱金融機関及び保証協会の双方が認めた期間とする。

ただし、旧新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金、旧新型コロナウイルス感染症対策融資（伴走支援型貸付に限る。）及び旧伴走支援型特別融資については、延長できる融資期間は5年を限度とし、取扱金融機関及び保証協会の双方が認めた期間とする。

5 申込手続

「融資期間の延長」を申し込もうとする者は、取扱金融機関が融資期間の延長を審査する上で必要であると指定する書類を添えて取扱金融機関へ申し込むものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 (2025) 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 令和 6 (2024) 年度栃木県制度融資要綱は廃止する。
- 3 この要綱の施行前に 2 の要綱により実行された融資については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 (2025) 年 5 月 1 日改正）

この要綱は、令和 7 (2025) 年 5 月 1 日から施行し、令和 7 (2025) 年 5 月 1 日保証申込受付分から適用する。